

小右記訓読稿 第三編 (三)

松原 輝美

古日記輪読会

大原 一輝 松原 一義

池下美代子 井川 昌文

北原 峰樹 久保 泰子

竹安 八重

凡 例

に異論がない限り、その推定に従った。

一 漢字はできるだけテキスト通りとしたが、常用漢字については、ほぼ新字体に改め、異体字もほぼ通用字体に改めた。

一 「てへり」は、もとの形に改めて、「といへり」と記した。

一 また、次の読みに相当する漢字は、読解の便のため、以下のようにほぼ仮名書きに改めた。

惟||これ 是||これ 之||これ 其||それ 厥||その 夫||その
の 抑||そもそも 弥||いよいよ 各||おのおの 交||こもご
も 傾之||しばらくして 小選||しばらくして 少選||しばらく
くして 少時||しばらくして 小時||しばらくして 良久||や
や久しく 且||しばらく 暫||しばらく 忽||にはかに 尚||
なほ 猶||なほ 太||はなはだ 一向||いつかう 聊||いささ
か 白地||あからさまに 奉為||おほんため 許||ばかり 嗟
呼||ああ 宛||あたかも

一 小見出しは、「」を付して示した。

一 割り注は、へゝを付して示した。

一 人名の傍注は、() を付して示した。

一 年月等を補う時は、〈 〉 を付して示した。

一 欠損文字あるいは判読不明文字については、大日本古記録所収本に従い、□もしくは□:□(二字以上)のような形で示し

一 本訓読のテキストとしては、大日本古記録所収の小右記(東京大学史料編纂所編、岩波書店、平成四年三月、第三刷)を用い、本文に疑問がある場合は、増補史料大成所収本(同刊行会編、臨川書店、昭和四〇年九月)、内閣文庫蔵本を適宜参照した。

一 大日本古記録所収の小右記に見える推定部分については、特

た。

一 判読不明の部分については、原文のまま記しておいた。

一 なお読解の便のため、重要項目には注記を付し、本文の後に一括掲示したので、参照されたい。なお、注記は、角田文衛監修『平安時代史事典』（平成六年五月、角川書店）による場合は、その出典を明記しなかった。

寛弘二年

九月

〔伊与守明順宅より数千の石を右府の許に送るの事。故無しと云々〕

一日、丙午。昨丑の剋ばかり伊与守（高階）明順宅より、数千の石を以つて右府（藤原顕光）に投入す。右府明順宅の中を捜検せしむるに、木守一人有りて、又人無しと云々。明順国に在り、右府怒ると云々。或云ふ、「怪異か。將にゆえ有らんとす」と云々。

〔平座の事。御出無し。儀。内府の失礼〕

九日、甲寅。参内すへ未の一剋。諸卿参らず。暫く壁後を徘徊す。其の間諸卿へ内大臣（藤原公季）、中納言（藤原）公任・（源）俊賢・（藤原）忠輔、参議（藤原）有国・（藤原）行成・（源）経房参入す。内府仗座に於いて云ふ、「今日先に仰せ事

有り、行ふべきか。旬の日仰せ事有るも、九日の平座に至つては、上卿奏請せらるる所なり」と。即ち座を起ち、壁後に於いて源納言（俊賢）を招き出だし、今日の奏請の事を問ひ、座に復す。納言問ひて云ふ、「上卿見参を奏すべきの由を奏聞するか」と。答へて云ふ、「然らず。上達部・侍従等に菊酒を給はるべきの由を奏す」と。納言覚寤し、高声に此の詞を両三度陳ぶ。相府に聞かしむるに似たり。相府余に問ふに、大略答対す。相府外記を召し、左右府の参不を問ふに、申して云ふ、「未だ承らず」といへり。

勸解由長官（藤原有国）・宰相中将（源経房）云ふ、「左府（藤原道長）参入すべからず。晩頭后宮（藤原彰子）の方に参らるべし」と云々。数剋相待つに、右大臣参らず。勸解云ふ、「参入せらるべし」と云々。仍つて相待たる所なり。然れども時酉の二點に及ぶ。仍つて内府蔵人（藤原）広業朝臣を以つて奏聞せしむ。其の詞に云ふ、「菊水給はらむ」といへり。いまだ其の由を知らず。水の字は若し酒か。奇怪なり。なかんずく菊酒を卿相・侍従に給はるべきの詞無し。嘲咲するに足るなり。左金吾（藤原公任）咲気有り。金吾云ふ、「いまだ宜陽殿に着かず。今日坎日ならむ」と。此の間左府の直廬に在るべく、左府参入すと云々。若し事問あらば、所勞有り宜陽殿に着かざるの由、内府に洩らすべしと云々。内府問ふに、此の由を陳ぶ。

「御作文の事有り。属文の人々宿衣を着て候すべきの事」

今日属文の卿相宿衣を着て候すべしといへり。作文有りと云々。

左府・帥（藤原伊周）・左金吾・源納言・新中納言（忠輔）・勘解由長官・左大弁（藤原行成）祇候すべしといへり。此の間内府左大弁に仰せて、宜陽殿の座の事を仰せしむ。座を敷きて饗に備ふ。余云ふ、「飯を居ゑしむべし」といへり。諸卿応ず。内府左大弁に仰せて、飯を居ゑしむ。内豎等云ふ、「粉熟を羞むる後飯を居う」といへり。已に夜に臨むの間、粉熟を羞むる由を見ず、仍つて飯を居ゑ了んぬ。

「關巡の事」

内府以下宜陽殿に移り着き、二献・三献、毎度献盃を行ふ人關巡を行ふ。未だ見ざる事なり。四献は本座に於いて關巡を行ふものなり。三献巡り了り、余障りを称して退出す。

十月

「旬の事。御出」

一日、丙子。参内す。諸卿参入す。未の剋南殿に出御す。左大臣（藤原道長）仗座に於いて官奏を見る。但し史（伴）季随気色無きに、唯を称してこれを進む。大弁（藤原）行成叱り留む。しば

らくして大臣気色を示すに、更めて唯を称し、膝突に着くと云々。

しばらくして監物奏有り。次いで内侍檻に臨み、左大臣靴を着け、宜陽殿の壇上を經、軒廊の西第二間に立つへ一間に立つべきか。官奏の儀例の如しと云々。奏者還り降りて陣の間に踞る。出居の左中將（源）頼定朝臣参上し、堂上の座に着く。次いで左大臣、右大臣（藤原顕光）、内大臣（藤原公季）、大納言道（藤原道綱）、中納言齊（藤原齊信）・俊（源俊賢）・隆（藤原隆家）・忠（藤原忠輔）、参議有（藤原有国）・懷（藤原懷平）・行（藤原行成）・經（源經房）等参上す。次第の儀例の如し。但し末座に四種の前・下器度す。諸卿云ふ、「これ然からざる事なり」と。左府云ふ、「これ一説なり」と。下官答へて云ふ、「先に四種を居ゑ下器度す。これ善例なり」と。相府云ふ、「次第を書くの懷紙有りや」と。仍つて密々にこれを奉る。大納言以下転じ見了り返し授く。事頗る違濫。二献の盃節会の盃を用ふ。仍つて左府追却し、土器の盃に改むへ一献は土器を用ふ。何ぞ更めて二献に朱漆の盃を用いんや。第二度の下器御前に度し、階下に就きて下物を受く。還渡元の如し。而るを諸卿云ふ、「還り渡るの時南階の下を用ふべし。例を失す」といへり。慥に覚えざる事、尋ね見るべしへ一両記を見るに、階下を歴るの由を記さず。又々見るべきなり。尋ね見るに階下を歴るの例無し。ただ雨の時

階下を經。卿相の云ふ所然るべからざるなり。夜に入るに依り庭立奏無し。出居の侍從參上せず。三献の御盃御手を放るるの間、左右乱声しへ右先に声を發す、舞曲三曲。左大臣見參を奏し、仗座に於いて見參・祿目錄等を少納言・弁等に給ふ。少納言(源)守隆南庭に進み見參を唱ふ。諸卿次第に座を起つの間、守隆還り入る。甚だ奇怪なり。卿相拝舞すへ西上北面。一列。侍從見えざるは、例を失する事なり。亥の剋ばかり事了んぬ。

〔右衛門六位の人を以つて番奏を勤めしむるの事〕

今日の番奏、右衛門佐參らず。仍つて六位候す。但し五位の後に列す。これ例なり。厨の別当・少納言・弁等參らず。仍つて左大臣左少弁(藤原)輔尹に仰せて御贄を供せしむ。下器階下を經るの事、後日かれこれに示すも、敢へて云ふ所無し。件の事中納言俊賢殊に覚ゆる所なり。然るべからず然るべからず。元の如く階前を渡るといへるなり。

(頭書) 出居の前に四尺の台盤一脚を立つも、今一脚を立つべし。

〔烏朝餉の方に入る。村上の先帝崩ずる時此の怪有りと云々〕

十五日、庚寅。今明京の法花寺の怪の物忌。ただ東門を開く。頭中将(源頼定)云ふ、「一昨日烏朝餉の方に入り、御几帳の上に

集り、晝の御座を通りて飛び去る。これ怪異なり。式部卿宮(為平親王)曰く、「村上の先帝崩じ給ふ程に臨み、此の怪有り」といへり」と。左大臣木幡に參ると云々。三位の病増氣無しと云々。

〔木幡寺の供養の事。法号淨妙寺。儀。〕

十九日、甲午。今日木幡寺の供養の日なり。僧前へ高坏十二枚折敷□□を加ふ。二具並びに諷誦布へ信乃布百端へ払曉彼寺に送る。左兵衛督(懷平)早朝立ち過ぎ、同車して參入す。寮馬を召し隨身等を騎せしむ。また飯の隨身へ將監嘉武・將曹(身人部)保春・府生保堪有り。寺に參着の間、額銘を見るに、淨妙寺と書く。諸卿へ左大臣、内大臣、帥(藤原伊周)、大納言道・懷・中納言齊・公(藤原公任)・俊・隆・忠、參議有(有国)・懷・行・正(藤原正光)・經、三位二人(平)親信・(藤原)兼隆へ会合す。俗客の饗了りて、諸卿堂前の座に着く。これより先鐘を打ち、式部・彈正南の大門より入る。御齋会の儀を用ひ、講師へ講師前大僧正觀修。読師大僧都定澄、即ちこれ呪願なり。乗輿す。十口の僧の外、堂達二人、凡僧へ已講林懷・阿闍梨庄命なりを用ふ。殊に天台座主覺慶證誠に加へ請ふと云々。百僧は衲衆へ僧綱相交る。讚衆・梵音衆・錫杖衆等なり。又定者は有り。但し十一口の僧へ證誠の中に在り。皆法服用有り。公家度

を給ふといへりへ右頭中將(藤原)実成講師の高座の辺に就きてこれを仰す。所々の諷誦へ公家・二院(冷泉・花山)・東宮(居貞)・女御達・本家の男女子・大臣以下、花山院の一族の男女の人々等なり。布五千四百端^の、手作布百端^の。絹廿疋へ十疋右大臣。十疋内大臣の女御(藤原義子)へ。公家の御諷誦及び所々の使々の被物。戌の剋ばかり事了んぬ。春宮大夫(藤原道綱)以下祿を執りて僧綱以下に被く。雲上の侍臣・諸大夫同じく執る。亥の剋ばかり家に帰る。仮の隨身以下祿を給はる。堂ただ普賢一体を造る。今夜より三昧^のを始むべしと云々。堂僧六口、皆法服有りと云々。今日殊に法花經一部を供養す。即ち相府の自筆、これ三昧の料の經と云々。又百部の法花經を供養す。件の寺の事、前大僧正觀修知行す。又三綱^の有り。左府堂前に於いて彼是に示されて云ふ、「件の寺の事、形の如く草創する所なり。向後一門違興隆せらるべし。又件の寺の事を知行すべきの人門徒を限らず、ただ世の人の中に殊に道心の者を以つて用いられ、知行せしむべし」といへり。件の事再三彼是に向かひて陳べらるるなり。

「大宰府為愷朝臣殺害を申すの事」

今夜大宰の解文来るといへりへ故(橘)為愷朝臣殺害の事を言上す。

廿五日、庚子。花山院より先日召馬を返し給ふ。殊に勞はり飼はしめ給ふ。口付の男疋絹を給はる。今日内の御読經の結願なるも、物忌に依り参入せず。即ち左頭中將(頼定)の許に示送す。

「今上の男一の親王石山に参り給ふの事」

今日今上の男一の親王(敦康親王)石山に参ると云々。(藤原)資平参入す。子の剋ばかり石山より帰り来る。左大臣、大納言道綱、中納言俊賢・隆家、参議行成・正光・経房、三位中將兼隆等御供に候す。雲上の侍臣の狩衣の装束善を尽し美を尽すと云々。

十一月

「後涼殿の馬道^のに於いて阿闍梨心誓の童子下女を刃傷の事」

二日、丙午。酉の剋ばかり、(藤原)資平内より退出して云ふ、「去る夜丑の剋ばかり、後涼殿の馬道の板敷の上に於いて、阿闍梨心誓の童子^の下女へ左近の藏人の従女。即ち件の童の妻と云々を刃傷す。其の所二間血流る。犯人を追捕すべきの由、檢非違使に宣下す」といへり。未曾有の事なり。驚き乍ら夜に入りて馳せ参る。雲上に候し、藏人(藤原)頼任を以つて女房に触れしむ。即ち仰せ事有り。しばらくして退出す。

「雷電の事」

子の剋ばかり、雷電殊に甚だしく、風雨相交る。近代いまだかくの如きの事有らず。大怪と謂ふべきなり。

「親王の書始の記進覧の事」

九日、癸丑。夢の物忌。ただ西門を閉づ。(源)永光朝臣牛一頭を志す。上牛と謂ふべし。頭来りて云ふ、「親王の書始日記、注し奉るべきの由、綸旨有り」といへり。仍つて承平二年の記へ村上の御書始へこれを奉る。近江守(藤原知章)朝臣子(藤原)章信を隨身し来りて云ふ、「今日寮試^⑩を受け了んぬ」といへり。

「攘災を行はるべきの事。定め^⑪の事。去る六月以後天変二十九度。付内宴停止の事。行事せらるべしと云々。」

十一日、乙卯。参内す。左大臣(藤原道長)、中納言(藤原)齊信・(藤原)時光・(源)俊賢・(藤原)隆家、参議(藤原)有国・(藤原)懐平・(藤原)行成・(源)経房参入す。左府令不堪申文。藏人(藤原)広業朝臣綸旨を左府に伝へて云ふ。「内宴行ふべきか。今年は豊稔。而るを天変怪異相仍る。但し九節を重ね天変に依り行はれず^⑫。其の天変怪異息まず。猶先に攘災の事を行はるるが宜しきか」と。即ち奏聞を経るに^⑬、仰せて

云ふ、「定め申す所然るべし」といへり。六月以後の天変二十九

カ度。又神社・仏寺多く怪異有り。定め申しに依り内宴停止す。兼ねて又何等の攘災の事を修すべきか。同じく以つて定め申すべしといへり。而して定め申して云ふ、「八省に幸し如法仁王会、又七大寺・延暦寺は仁王経の御読経、又輕犯者の原免の事を行はるべし」と。仰せて云ふ、「請に依る」と。即ち左府綸旨を奉ず。但し免者の事は、右衛門督(藤原齊信)宣旨を奉ず^⑭。

「御書所に着く^⑮の事」

余御書所に於いて、上総国の申す大垣を造る料物を定め宛つ^⑯。源納言(俊賢)同じく着き、左中弁(源)道方執筆す。事了りて黄昏退出す。

(頭書)縮線綾表袴料綾。給□□□使御倉少舍人紀貞光

「今上の一の親王の書始の事」

十三日、丁巳。今日遠忌(藤原尹文女)^⑰。諷誦を道澄寺に修す。阿闍梨濟仲を以つて斎かしめ、余又斎く。今日今上の一の親王(敦康親王)の書始(飛香舎と云々)。遠忌に当たるに依り参入すること能はず。深更資平内より退出し、御書始の事を略談す。早朝権中納言(隆家)駕を枉げらる。今日の御書始の事を問はん

が為。

「昨日の親王書始めの事。儀。」

十四日、戊午。昨の御書始め、飛香舎に於いて行はる。密々に主上件の舎に渡御す。これ后宮（藤原彰子）の御在所なり。母庇にて件の儀有り。又庇に公卿の座を敷く。侍読は式部権大輔（大江）匡衡。尚復尚は文章得業生藤原章輔。御書了りて文章博士（藤原）弘道題を献ず。其の詞に云ふ、「冬日飛香舎に於いて、第一皇子の初めて御注孝経を読むを聴く」といへり。序は文章博士（大江）以言、ただ策家の者のを召す。其の外の属文の公卿・侍臣等詩を献ず。又管絃有り。地下の文人東庇の砌に候す。大臣以下祿を給はるに差有りへ大臣は女装束、褂を加ふ。納言は女装束。参議は褂・袴。御博士並びに策家の者祿を賜る。又絃管の者同じく祿に關はる。詩を講ずる間、主上密に御屏風を排し、其の御簾の前に於いて、以言詩を講ずと云々。

「外帥朝儀に預るべき宣下の事」

寛弘二年十一月
或云ふ、「外帥（藤原伊周）朝儀に預かるべきの宣旨下る」と云々。見参の公卿、左大臣、右大臣（藤原顕光）、内大臣（藤原公季）、帥、大納言（藤原）道綱、中納言齊（齊信）・時（時光）

・俊（俊賢）・隆（隆家）・忠（忠輔）、参議有（有国）・輔（輔正）・行（行成）・正（正光）経（経房）等なり。三位二（平）親信。（藤原）兼隆。件の事等、資平の談ずる所、又左金吾（藤原公任）示送せらるる所なり。仍つて記すのみ。大外記（滋野）善言朝臣云ふ、「昨夜半ばかり召に依りて参内するに、左府仰せて云ふ、『帥朝儀に預り参るべきの由、宣旨を書き下すべし』といへり」と。未だ前例に有らざる事といへり。

「大宰典代長峯忠義等の罪状定め

十五日、己未。召使定め有るべき由を告ぐ。未の剋ばかり参内す。諸卿へ左右内の三府、中納言齊信、参議有国・懐平・行成・経房へ参入す。大宰典代長峯忠義の罪状を定む。諸卿一同、法家の勘状に依り行はるべき由を申す。又前相模介（橘）輔政申請の事を定む。戊の剋ばかり退出す。

「月蝕の事」

此の間月蝕。亥の剋に及んで皆既。同剋の終り復す。

「内裏焼亡の事。神鏡等取り出だせざるの事」

未だ子ならざる剋ばかり、隨身の番長若倭部亮範（一ノミヤ）第一より来り

て云ふ、「内裏焼亡す」といへり。驚き乍ら馳せ参るに、左大臣・帥郁芳門^内に相逢ひて、相共に参入す。此の間火勢はなほだ猛し。下人云ふ、「主上神嘉殿^にに御す」といへり。仍つて参着するに、中宮（藤原彰子）同じく御座すと云々。人々云ふ、「火温明殿^{より}より起り、神鏡^へ所謂恐所^へ・太刀並びに契^を取り出だすこと能はず」と云々。しばらくして式の御曹司^にに幸す。而るを破壊殊に甚だしく、御所に然るべからず。仍つて又官の朝所^にに幸す。左大臣余を招きて云ふ、「将一人火の所に差し遣り、恐所を守護せしむべし」といへり。余答へて云ふ、「転り更めて仰すべからず。ただ左右の少将を召し仰せらるべし」と。相府路に左右の少将（藤原重尹・源濟政）を差し遣らる。又焼亡の御物を守護すべきの由、檢非違使等に仰せらる。暁更に臨んで東宮（居貞親王）へ桂芳坊^にに御す^にに参るに、諸卿同じく参る。卯の剋ばかり退出す。

【火事の沙汰】

十六日、庚申。参内す^へ朝所^へ。左大臣以下参仕す。民部卿（藤原懷忠）・式部大甫（菅原輔正）不参。諸卿朝所の西庇^へ地上に畳を敷く^にに候す^也。大略行幸^のの日を（賀茂）光榮朝臣に問はるに、申して云ふ、「来月十六日」といへり。坎日に依り勤申せず^也。

左府云ふ、「明日雑事を定むべし。諸卿参入すべし」といへり。左府云ふ、「焼亡藏人三人祇候す^也。二人は仰せに依り御物を運び出さしむ。今一人は御供に候す。又中宮の侍人二人。主上、后宮徒歩中院に御す^也。此の間路に参会する上下の人無し」と云々。極めて悲しき事なり。夜に入り中宮に参り、立ち乍ら帰る^也。左府の宿所に詣づるに、卿相多く会し、雑事を談ず。相府恐所の焼損の事を深く嘆く。秉燭退出す。

【駒引き。ただ寮に分ち給ふの事】

昨日駒牽き。今日ただ左右の馬寮に分ち給ふ。便無きに依り分ち取るなり^也。

【吉田祭火の事に依り停止の事】

吉田祭火の事に依り停止す。穢中祭等停止すべしと云々^也。

【神鏡の定めぬの事】

十七日、辛酉。参内す。左大臣以下参会す。右大臣、民部卿、大藏卿（藤原正光）、宰相中将（源経房）不参。今日大祓^也。式部大輔（菅原輔正）左府依り着行す^也。此の間神鏡焼損の事を定め申す。其の定めぬの趣きは、改めて鑄すべきか、将如何といへり。

諸卿定め申す旨一に同じなり。神鏡の趣き並びに相准ずる事等、先に諸道に勘へしめ、定めらるべきか。若し改め鑄すべくば、俗

銅を以つて神物に混ずべからず。焼遣する所の神物を以つてただ齋き奉るべきか。なほ安置さるべく、鏡体は新たに銅を以つて鑄奉り、相副へて安置し奉るは如何。そもそも先に道々に勘文を進らしめ、後に又伊勢太神宮に祈り申さしめ、兼ねて御占に依り鑄造せらるべきか。昨或識者の卿相等、左府の宿廬に於いて、鑄を加ふべきの議有り。余甘心せず。今日未だ事の定め有らざるの前に、殿上に於いてかれこれを談じ、今定めの際に及んで、昨の議を変へ、愚案に従ふは如何。定め申しの詞左大弁（行成）これを書き、左府奏聞せしむるに、諸道に勘申せしむべきの由を仰せらる。

「行幸の所を定め申すの事」

又仰せて云ふ、「行幸の所を定め申すべし」といへり。先に陰陽師を召し、吉方を問はるに、申して云ふ、「坤並びに巽の方吉なるべし」といへり。坤の方巽の方然るべきの処、方に東三条院宜しきか。仰せて云ふ、「行幸の日時を勘申せしむべし」といへり。即ち勘申して云ふ、「今月二十七日。時は戌」と。奏聞を経るに、「勘文に依る」といへり。左府伊与国別進の米千石の解文

を奏せらるに、即ち下し給ふ。左中弁に下し、秉燭の後しばらくして退出す。

「神鏡等の焼損子細の事」

神鏡太刀並びに契尽く焼亡す。鏡は僅かに蒂有るも、自余焼損して円規無く鏡の形を失ふ。又大刀の刃有り。ただし契の魚符等少々在りと云々。

「鏡一面並びに大刀の刃等求め得るの事」

村上御記に云ふ、「天徳四年九月二十三日焼亡すと云々。二十四日、（大江）重光朝臣申して云ふ、『温明殿に罷り至りて、求め見る所、瓦の上に鏡一面へ其の鏡径八許寸。頭に一瑕有りと雖も、専ら損ずること無く、円規並びに蒂等甚だ以つて分明に露出し、破瓦の上に俯す。これを見る者驚感せざるなし』在り。又大刀の刃等を求め得ると云々。又次いで求め得る所は金銅の魚形二隻へ女官等或は称ふ、「これもまた神なり」と。然れどもいまだ真偽を知らず。大刀四柄へ室握並びに焼失するも、ただ種々の小調度を遺す。金銀銅の魚符の契合せて四十九隻へ或は発兵解兵の符は、其の国を銘し、或は其の官を銘す。契は皆魚形を作す。相合して木契の趣きの如し。又片々合はざるもの有り。又鍾

占合して離れざるもの有り⁴⁸。これ焼損の致す所と云々。』二十五日、(源)清遠・(源)伊陟等に申さしめ、又焼鏡一面、銅の魚契三十余枚、前と合せて惣て七十四枚、雑釵四十柄へこの中に節刀⁴⁹有るべし。又金銀銅等の小調度を加ふを求め得と云々。故殿(藤原実頼)の御日記(清慎公記)に云ふ、「恐所火灰燼の中に在りと雖も、曾つて焼損せずへ鏡三面伊勢太神・紀伊国日前・国懸と申すと云々⁴⁸と云々。件の説の如くは三面に似たり⁴⁹。

〔大原野祭停止の事〕

二十日、甲子。大原野の祭停止す⁴⁸。仍つて幣を奉らず。然れども家に於いて其の由を解除す。謹みの至りなり。未の剋ばかり参内す。左金吾・平納言(惟仲)・新中納言(忠輔)・左武衛(懷平)・左大丞同じく参る。黄昏退出す。左府参内する(直衣を着る)に、宮内省の坤の角に相逢ふ⁴⁸。権中納言・大藏卿相従ふ。

〔火災の崇りの御占の事〕

二十二日、丙寅。参内す。左右内府以下諸卿祇候す。右大臣神祇・陰陽官寮を以つて火災の崇りを勘申せしむへ神祇官は本官に於いて召し、陰陽寮は便所に於て召す⁴⁸。又奉幣の事を承り行ふ。左大臣直衣を着て殿上に候し、直廬に相会ふ⁴⁸。御占の事未だ了

らざるの間退出す。黄昏。

二十三日、丁卯。菅相公(輔正)来る。参内の為に束帯の間、時剋を経べきに依り、老人の氣上を補はしめんが為、魚子を羞む⁴⁸。其の後やや久しく話談し、相俱に参内す。左金吾・尹納言(時光)・新中納言・勘解(有国)・吏部⁵⁰・左武衛・左大丞等参る。黄昏に及んで退出す。

〔新嘗祭神祇官に於いてこれを行ふの事〕

新嘗祭神祇官に於いてこれを行ふ。権中納言隆家・大藏卿正光これに着く。

〔東三条院の御読経の事。御在所たるべし〕

二十七日、辛未。辰の剋ばかり東三条院に参り、御読経の事を催し行ふへ御在所に於いて行はる。巳の剋発願。諸卿へ中納言俊賢・忠輔、参議有国・懷平・輔正・行成へ参入す。殿上人を以つて堂童子と為す。夕座了りて行香。冷泉院播磨守(藤原)陳政宅に移御す。院司の上達部へ俊賢・懷平等の卿へ参入し、行香の人不足す。仍つて侍従を以つて数を満たす。未の剋ばかり退出す。

「吉田祭並びに臨時祭穢に依り停止の事。御在所朝所に出産」

黄昏参内す。左府云ふ、「御在所の舎の板敷の下へ御在所は朝所の舎を謂ふへ忽に犬の産穢有り。仍つて吉田祭並びに臨時祭停止す」といへりへ吉田祭は中の申の日。而るを焼亡の事に依り延びて下の申に及ぶ。而るを又停止す。

「内侍所穢に依り渡し奉るべからざるの事。付天徳の事」

内侍所穢に依る間渡し奉るべからず。吉日を選び後日渡し奉るべしといへり。天徳の焼亡の時暫く縫殿（6）に安置し奉り、左右の近衛並びに寮官護り奉る。冷泉院に移御の後、吉日を撰び改めて渡し奉る。彼の例に仍り後日移し奉るべし。又左右の近衛並びに史一人護り候すべき由宣旨を下さる。

「東三条院に遷幸の事」

戌の二點朝所より東三条院に幸すへ警蹕・侍衛恒の如し。左大将（藤原公季）東門内に於いて御綱張るべき由を仰す。太刀・契・鈴・印等持ち候すること例の如し。

「大刀等の損否の事」

但し大刀・契は焼損し、新韓櫃に納め持ち候する所なり。大刀は

ただ刃有るのみ。契は殊に損すること無くも、魚符は損じ或は損ぜずと云々。東三条院の西の門外に於いて、神祇官御麻を献じ了んぬ。御輿を南殿に寄せ、御輿退き了りて後、鈴奏（7）並びに名謁等有り。左右内の三府参上し、余殿上に候す。丞相達相引きて右仗に着き、他の卿相は兼ねて仗座に在りへ右仗を以つて上達部の座と為す。饗有り。一献の後汁物を居ゑ、箸を下す。所々の饗饌有りと云々。

「中宮東宮同じく移り給ふの事」

右府云ふ、「中宮亥の時移り給ふべし。行啓に供奉すべきの卿相早に参入すべし」といへり。仍つて諸卿参入す。又東宮同時に南院の東対に移り給ふ。宮司の上達部同じく参入す。今日諸卿悉く（脱アルカ）。但し式部大輔騎馬せずして、密々に院に参る。衰老に依るか。大納言懷忠・式部大輔・下官行啓に扈從せずして、直ちに退出す。

「御竈神を移し奉るの事」

今夜亥の剋御竈神を移し奉る。中納言隆家其の役に従ふ。

「臨時祭の日次を勘へらるるの事。付南殿に出御すべき日の事。

おのおの改め直さるるの事」

二十九日、癸酉。頭中将（源頼定）云ふ、「臨時祭の事御占有るべし」といへり。光榮朝臣云ふ、「只今召に依りて参内し、臨時祭の日へ来月六日へを勸申す」と。又勸申して云ふ、「南殿に出御すべきの日へ来月十六日へ」と。

「官奏並びに除目の日次の事」

左府官奏に候すべきの日⁶⁰へ来月十七日へ、除目の日へ二十三日。国忌（光仁天皇）かへを問はる。参内し、仗座の後を徘徊するの間、左府近江守（藤原知章）を以つて示されて云ふ、暫く罷り出づべからず。只今殿上に参る」といへり。左府殿上に参上するに、余相従ひて参上す。侍所に埴飯有り。右大臣、内大臣、帥、中納言齊信・時光・俊賢・隆家・忠輔、参議有国・行成・経房、三位中将兼隆等同じく殿上に在り。三四盃の後清談ややく、戌の二剋退出す。

「臨時祭有るべきに依り御禊有るの事。今案ずるに、犬産の事に依り延引するなり」

今日臨時祭有るべきの日、而るを御禊有るべきや否や、前例を問ふべきの由、左頭中将（源）頼定を以つて仰せ事有り。御禊有るの状を申す。即ち御禊有り。

右府云ふ、「来月六日臨時祭有るべし」と。今朝光榮朝臣云ふ、「三日を勸申す」といへり。彼の日は国忌（天智天皇）なり。仍つて改め定めらるるか。又「南殿に出御すべき日は十七日」といへり。光榮云ふ、「十六日」といへり。「十六日庚寅、忌有り」と文書に見ゆ」といへりと云々⁶¹。

十二月

「臨時祭の事。付延引辞別を申すの事」

六日、庚辰。左兵衛督（藤原懐平）過ぎらる。いささか食を羞む。今日臨時祭、使立の資平を見んが為に過ぐる所なり。而るを資平内より退出して云ふ、「左府（藤原道長）云ふ、『内に於いて装束すべし。罷り出づべからず』といへり」と。仍つて即ち帰参す。午剋ばかり参入す。左大臣、内大臣（藤原公季）、大納言道（藤原道綱）、中納言齊（藤原齊信）・時（藤原時光）・俊（源俊賢）・隆（藤原隆家）、□、参議有（藤原有国）・行（藤原行成）・正（藤原正光）、三位中将兼（藤原兼隆）等殿上に候す。左大臣殿上に於いて式日の延引辞別⁶²有るべきや否やの由を奏せしむるに、辞別有るべきの由を仰せらる。即ち大内記（菅原）宣義朝臣に仰せて草せしめ、奏聞せらる。此の間御禊へ北対則ち

これ御在所、件の対の南庭に於いて此の事有り。使へ（藤原）知章朝臣・儻人・陪従等の座席へ西上北面に衝重を給はる。上達部の座同庭に在りへ北上東面。酒巡々に畢りへ未だ挿頭を給はざるの間、左大臣宣命の清書を奏す、挿頭を給はる。

「御忌月に依り歌舞を奏せざるの事」

御忌月（藤原詮子）に依り歌舞を奏せず。

「伊勢の勅使宰相中将経房犬の産穢に依り改め定むるの事。左大弁行成」

九日、癸未。左兵衛督示送して云ふ、「宰相中将（源経房）明日伊勢に参るべく、仍つて他所に住み殊に潔斎す。而るを夜部犬の産穢有り」といへり。外記（文室）清忠を召し、觸穢に依り月次祭（註）に着くべからざるの由を仰す。

「神鏡太政官より東三条院に移し奉るの事。付供奉の次将弓箭を帶するの事」

左頭中将（源頼定）来り、立ち乍ら云ふ、「今日酉の剋神鏡太政官より東三条院に移し奉る。其の事に供奉すべし」といへり。前例は少将奉仕の由奏聞するに、仰せて云ふ、「中将の供奉何事か

これ有らんや」といへり。仍つて供奉すべしといへり。伊勢の使の宰相の中将穢の事に依り障る。仍つて忽に参議左大弁（藤原）行成を差し遣るといへり。頭中将（頼定）帰宿し、告送して云ふ、「神鏡を移し奉るの間勅使弓箭を帶すべきや否や」といへり。答へて云ふ、「弓箭を帶すべきか」と。

「昨日神鏡を渡し奉る間の事。付光有るの事」

十日、甲申。頭中将示送して云ふ、「神鏡昨移し奉る。但し旧の御韓櫃を開き、将に新辛櫃に納め奉らんとするの間、忽然として日光の照り耀ふが如く有り。内侍・女官等同しく見る。神の驗猶新たなることく、最もこれ恐驚に足る」といへり。

「南殿に出御の事。火事の後の儀」

十七日、辛卯。隨身に衣服を給はるへ番長三疋、手作布一端。近衛二疋、布同じ。番奏の簡持ち来るへ麻生（紀）正方。加署して返し給ふ。今日初めて南殿に出御の日。仍つて参入す。諸卿同じく参入すへ悉く参る。紫宸殿の儀の如し。但し東を以つて西と為すこと大宮院に同じ。旬の儀例の如きも、そもそも失錯の事有り。其の一、最初下器の内暨等南庭を渡り東の階に就く。諸卿事の由を示し、索餅（註）を頒つ所の所へ東の中門の内へ遣

る。而るを内堅等確執して向はず。再三仰せ遣るに、纔に向ふ。内堅等下器を存ちて度るに、ただ盤を持つのみは、甚だ奇怪なり。仍つて階下より、密々朱器を持ちて向ふ。此の間秉燭。下器還し渡す。其の二、少納言(源)守隆庭立奏畢りて、主鈴例に依り案下に就きて捺印を欲す。而るを左府追ひ還し、少納言守隆を以つて捺印せしむ。已にこれ前例を失するに、左府思慮して云ふ、「斯の事虚覚か如何」と。諸卿答へず。階下に於いて大外記(滋野)善言朝臣高声に云ふ、「主鈴奉仕すべし」といへり。然れども左府数度少納言奉仕すべきの由を仰す。仍つて守隆捺印す。左府の大失錯なり。又左府見参を奏すべきの氣有り。左金吾(藤原公任)・余相語りて云ふ、「臨時の旬見参を奏せらるること無きか」と。此の由左府側聞して、見参を奏せられず。未だ御膳を撤せざるの前に入御。左將軍警蹕を称す。左府余に向ひて云ふ、「起座して称すべきか」と。然りと答ふなり。

今日御鑑奏⁹⁹・官奏・番奏・庭立等の奏有りへ番奏の時右衛尉大春日遠晴後列を離れ、五位の列に進み立つ。これ弓奏。須く先づ弓を置き前列に進むべきものなり。關司番奏の間西方より進み立つ。而るを左府東方より出づべきの由を仰す。諸卿云ふ、「諸衛参入の方より参入するものなり」と。仍つて其の言に従ふ。但し未だ勅答有らざるの前進み立つ。仍つて事の由を仰せて暫く

退かしめて、賜はり了んぬ。明るる朝天徳四年の例を見るに、冷泉院に於いて初めて南殿に出御の日、見参を奏せらるも、此の度は臨時の旬の儀に依り此の事無し。閑案するに、今月は御忌月。見参の儀無きは自ら道理に当るのみ。又件の東三条院は院の御に非ず、仮に御在所と為す。更に冷泉院の儀に准ふべからざるか。

「申文の時 横挟文を取る子細の事」

二十一日、乙未。参内す。申文へ文五枚せしむ。左大弁座に在り。余思ひ誤りて横挟文を執り他の文を置く。然らざる事なり。先例文を執るに、横挟文に至つては取り落すが如きのみ。左大臣(道長)、右大臣(顕光)、大納言道綱、中納言齊信・公任・(藤原)時光・俊賢・隆家へ早出。 (藤原)忠輔、参議(藤原)懐平・行成・経房参入す。

「造宮の行事の人を定めらるるの事。付造宮の間の定め」

今日御物忌、左府召に依り御前に参上し、しばらくして座に復す。御前に於いて造宮の行事の人を定め書き、即ち笏に執り副へて陣に復す。中納言俊賢、参議行成、左中弁(源)道方、右少弁(藤原)広業、史(内藏)為親・(伴)季随なり。左府勅語を伝へて云ふ、「造宮重畳して諸国亡弊す。随つて又官物其の実無

し。又国司の勸賞若し有るべきや否や、造畢の期等宜しく定め申すべし」といへり。諸卿申して云ふ、「料物を立用せざるの国司に至りては賞を給ふべし。作料を立用するの国司は勸賞無かるべし。若し此の如く有らば公損無かるべきか」と。先に造宮の日を陰陽寮に問ふに、申して云ふ、「明年三月十日・九月三日」と。

「造宮の日次先年の日次を忌むべきや否やの事」

諸卿云ふ、「九月三日は廢務にて、便無かるべし。但し三月十日壬子は、先度の造宮の日なり。若しくは忌むべきか」と。諸卿云ふ、「誠に忌避すべきと雖も、当に吉日を撰びて初行せらるべし。猶其の微有るがごとし。但し件の壬子の日は吉日なり。

更に何事か有らんや」と。仍つて件の日を勸申せしむ。又殿舎・内廊を造るの国々定め宛つの間、播磨守（藤原）陳政の申文へ私物を以つて常寧・宣耀殿を造り、重任せらるといへりを下し給ふ。諸卿定め申して云ふ、「左大臣申して云ふ、『今の堂宇に加へて殿許さるるが宜しきか』と。近江国は美福門を造り、丹波国は豊樂院を造る。紀伊国は日前・国懸を造る。仍つて殿を造るべからず。小所に付すべし。なかんずく紀伊国は、惣て他の作事を勤むべからざるなり。仍つて国々を配し宛つるに多く以つて不足す。坂東に至つては己に亡弊国にて、敢へて宛つべから

ず」といへり。左大臣、中納言時光・俊賢・忠輔、参議懷平・経房、（脱アルカ）。公任、行成云ふ、「始めて作事に仕ふるの国、此の如きの事を申請す。未だ其の事を始めざるの前に、申請の間然るべからざるか。造宮の国々、又造殿等の日時の勘文、並びに陳政申請の定め文等の奏文、又造畢期へ明年三月十日・明年十一月以前、明後年は遷宮の方御忌《絶命鬼吏方》に当るに依る。陰陽寮の申す所なり。大略遷宮の期は明年十二月二十六日。子細は追つて勸申すべしといへり」を定め宛て、要須の如き殿々を申請し、諸国に配し宛つるに、不足有り」といへり。陳政朝臣の申請は請に依るといへり。左府然るべきの国無きの由を奏せらる。仍つて裁許す。但し藏人の宿所の屋を加へらるへ常寧殿は国に付す。宣耀殿・藏人屋は陳政私物を以つて造るべし。常寧殿は官物を宛て用ふべからずと云々。大工・少工を奏し定むべくも、深更に依り奏せずして下し給ふ。深夜に及び諸卿退出す。播磨重任の宣旨下し畢んぬ。

寛弘五年

七月

七日、乙丑。左相府（藤原道長）長谷に向ひ、観修僧正を訪ふと云々。伝へ聞く、昨日辰の剋ばかり入滅し、申の剋ばかり蘇生

す。その後有りて亡きが若し」と云々と。

十日、戊辰。左金吾（藤原公任）示送して云ふ、「去夕の行啓、俄に以つて延引すへ十六日」⁹³。その由は大将軍遊行の方に依るなり」と。本宮に饗饌並びに所司の装束等有り。而るを期に臨んで撤却す。頗る怪異に似たりと云々。

十二日、庚午。滝口の安倍為方途中左衛門権佐（橘）為義⁹⁴に会ふ。為義下馬せざるの由を咎め、弓箭を弾かんとす。為方滝口と称す。仍つて只狩衣の袖を切る。為方偏に恥辱と思ひ、自ら髪を切り母宅に投げ入れ、忽に走りて東山の寺に到り剃頭すと云々。件の為方は故忠並朝臣の孫、滝口の内舍人為良の子なり。

二十六日、甲申。長門守（藤原）良道来りて云ふ、「昨入京す。但し（土師）朝兼宿祢⁹⁵の為に館を囲まれ、並びに郎等を殺害せらるるの由公家に愁へ申すべし」といへり。

国解・調度文書等持ち来る。一見し了りて返し授く。

二十八日、丙戌。今日直物⁹⁶。次いで小除目。丑の剋ばかり右兵衛督（源憲定）・頭中将（源頼定）除目を書き送る。召物⁹⁷の教有

るの中相模守平孝義・左中弁（源）道方正四位上に叙すへ造官行事の賞これを申さしむ。右大弁（藤原）説孝正四位下なり。大弁下臈、中弁上臈、はなはだ便宜無きか⁹⁸。件の事大丞愁ふと云々。大中弁の間、その中宜しからず。おのおの悪言を吐くと云々。

八月

二日、庚寅。天台の勝蓮華院⁹⁹に於いて、数部の四卷経を供養す。雲上の侍臣参上し、頭中将（源頼定）首と為ると云々。秉燭資平下山来向す。

三日、辛卯。或云ふ、「勝蓮華院の御堂未だ供養せず。而るを昨日彼の院に於いて御経を供養せらる、然るべきかと云々。

八日、丙申。召使云ふ、「今日定め有るべく、参入すべし」といへり。未の時ばかり参内す。左大臣（道）（藤原道長）、右大臣（頭）（藤原顕光）、右衛門督（藤原）斉信、左衛門督（藤原）公任、権中納言（藤原）隆家、源中納言（俊賢）、勘解由長官（藤原）有国、右近中将（藤原）兼隆、左近中将（源）経房等参入す。左大臣不断大般若御読経の僧名を定め申し、日時を勘文を相加へ、奏聞せらる¹⁰⁰。右大臣以下

長門国司（藤原良道）の申す阿武郡に居住の（土師）朝兼宿祢並
びに男の鑄銭判官為基等の為に匪陵せられ、兼ねて郎等三人を殺
害せらるるの事を定め申す。件の国解¹¹下され給ひ次いで仰せら
れて云ふ、「国司の申す所疑ふべきに非ずと雖も、行ふべきの法
は諸卿の定めに随ふべし」といへり。諸卿申して云ふ、「事極め
て非常。須く申問無く朝兼を追捕せらるべし。然れども朝兼身は
五品を帯び、又参上の聞え有り。慥かなる使を以つて彼の身を召
得し、召問せらるるの後法に任せて行はるべきか。若し参上せざ
れば、使を住処に遣り、全く召し搦めらるべきか」といへり。右
大臣以下此の趣きを以つて（藤原）広業朝臣に奏聞せしむるに、
仰せて云ふ、「定め申しに依る」といへり。又奏せしめて云ふ、
「檢非遣使を以つて¹²召さしむべきか」と。未だ勅報を承らずし
て余退出す。

十五日、癸卯。日ごろ雨頻り、晴日少なく、諸国連雨を愁ふと云
々。洛下の人間飢饉有り。また水害を被るの者々衆しと云々。
秋霖の天災折禱すべきか¹³。

十八日、丙午。昨夕左府の井屋故無く忽然顛倒す。昨風雨無き
に、忽然の顛倒怪と為すと云々。近くは曾つての中宮（藤原彰子）の

御在所の塗籠の内の犬産、また怪と為すと云々。先年余二条の第
に住むの間、寝屋の内の犬産、異なること無し。今日右中弁（藤
原）経通来り勅を伝へて云ふ、「仁王会の檢校中納言藤原朝臣
（時光）障りを申す。その替り左衛門督藤原朝臣（公任）に仰す。
而るを服親の仮有り行ふべからず。仍つて件の事を仰すべし¹⁴」
といへり。日ごろ心神宜しからず。この一兩日頗る倍す。奉仕に
耐ふべからざるの由奏聞せしむ。今月は殊に慎むべく、彼の二十
四日は堅固の物忌。仍つて所労を奏せしむ。経通来りて云ふ、
「具に以つて奏聞す。権中納言¹⁵に仰すべし」といへり。

二十四日、壬子。今日仁王会大極殿に於いて行なはると云ふ、
へ一所に百高座を立つ。上達部供に加はる。

二十八日、丙辰。参内す。左大臣、右大臣、内大臣（藤原公季）、
左衛門督、大藏卿（藤原正光）、侍從宰相（藤原実成）等参入す。
左府外記を召し、陣に候するの上達部参入すべき由を仰す。左府
勅命を伝へて云ふ、「諸司の累代の物或は損し或は失ふ。これを
為すこと如何。定め申すべし」といへり。諸卿申して云ふ、「諸
司の交替絶えて行はず。又往代の文書留め置くこと無し。然りと
雖も代々の交替帳を尋ねられ、又当時の所在物を注申せられ、要

須の物に至りては調へ具へしめ給ふが、尤も宜しかるべき事なり」と。即ち頭中將（源）頼定を以つて奏聞せらる。仰せて云ふ、「請に依る。但し見在並びに顛倒無実の屋等の数を注せしむべし」といへり。

今日定考¹⁰⁷。音楽・挿頭無しと云々。（藤原）資平大外記（滋野）善言云ふ¹⁰⁸、「音楽等の停止は、未だその由を知らず。何の年の例ぞや」といへり。頗る傾奇の氣有りと云々。尋ね問ふべし¹⁰⁹。

九月

十日、丁卯。鷄鳴人々中宮（藤原彰子）御産の気色の由を告送す。仍つて卯の剋ばかり参入す。（藤原）資平これより先参入せしむ。歸り来り車後に侍らしむ。辰の剋ばかり相府（藤原道長）強飯・粥等を卿相・殿上人等に羞む。卿相暁更より簀子敷に祇候す。余巳の時ばかり退出す。御産の気色微々たるに依るなり。又相府の面久しく候する由を示さる¹¹⁰。見参の卿相は大納言道（藤原道綱）・懐（藤原懐忠）、中納言斉（藤原斉信）・隆（藤原隆家）・時（藤原時光）・俊（源俊賢）、参議¹¹¹。

十一日、戊辰。左武衛（藤原懐平）示送されて云ふ、「丑の剋ばかり宮より退出す。巳に御産の氣無し。但し邪氣出来す¹¹²。昨日

右府（藤原顕光）、内府（藤原公季）参入せられ、左相府謁談す。而るを帥（藤原伊周）参入するも、謁せられず。事の故有るかと言々」と。今日中納言（藤原）忠輔別勅有り例幣使¹¹³の事を行ふ。事了りて宮に参る。

十二日、己巳。御湯殿の間¹¹⁴五位十人・六位十人弓を執り庭中に立つへ皆白重を着る。其の前に読書の人これに立つ。朝の読書は伊勢守（中原）致時朝臣。夕は（大江）挙周朝臣。

十三日、庚午。今日后宮の御産養¹¹⁵三夜。本宮に設け有りと云々。諸卿参入すと云々。然れども修善の事に依り参入せず。後々の夜々参入すべし。

十五日、壬甲。酉の剋ばかり中宮に参る。今日御産の後第五日なり¹¹⁶。東の対の西面に卿相の饗、南面に殿上人の饗有りへ上達部・殿上人の座に白綾の屏風、然るべからざる事か。傳大納言（藤原道綱）已下悉く参入す。左相府饗の座に在り、卿相を催し着く。相府内府参入せらるべく有りと云々。数剋相待つに、亥の終りばかり参入す。左府盃酌して相勧む。内府深更の参入、未だその由を知らず。満座傾奇す。今日の産養は左府の営む所。或卿

相云ふ、「糸竹の興有るべしと云々」と。余答へて云ふ、「延長
兩度の例管絃無し。又凡人の座の間の糸竹の興無し」と。案内を

大夫へ齊信へに示すに頗る諸氣有り。殊に又諸卿を簾前に召すは
如何、今日は申の日思慮有るべきか。大夫左府に伝へ談ずるに、
左府諾す。仍つて管絃の興無し。御厨子二脚へ白木へ六位これを
昇く。御台盤六脚へ浅香か。螺鈿有りへ、銀馬頭盤、御膳皆銀器
に盛る。御飯は銀筥、御台盤並びに御膳物地下の四位これを供し、
采女へ白装束を着るへ待ち取り女官に付す。次々の采女御厨子所
の方より、威儀の御膳を供し、盛花盤へ三十杯か。慥には見え
ずへ、御衣宮四合へ台無しへ、親昵の三位並びに宰相これを執り、
女房に付す。屯食南に羅列す。諸卿座を起ち、改めて渡殿の座に
着き、衝重を召す。一両巡の後和歌の会有りといへり。右衛門
督へ（藤原）公任、其の後擲采の戯有り。暁更に臨んで大臣以
下殿上人等祿を給はるに差有り。主殿寮の立明の官人已下正絹を
給はる。左大将（藤原公季）並びに余の隨身等同じく正絹を給は
る。寅の剋ばかり罷り出づ。廻めくりがゆ粥五位七人、六位二人、秉燭の
前に行ひ、讃岐守（大江）清通南簀子に候してこれを問ふ。今日
見参の諸卿は内大臣へ公（公季）へ、大納言道綱・懷忠、中納言
齊信・公任・隆家・時光・俊賢・（藤原）忠輔、参議（藤原）有
国・（藤原）行成・（藤原）懷平・（藤原）兼隆・（藤原）正光

・（源）経房・（藤原）実成、散二位（平）親信、三位（藤原）
頼通・（源）憲定。

十七日、甲戌。黄昏中宮に参る。右大臣已下参入す。但し内大臣、
民部卿（藤原懷忠）参らず。其の外は皆ことごとく参入す。五日
の夜の如し。今夜は公家の設けしむる所を。饗饌を給はること五
日の如し。藏人右少将（藤原）道雅勅使と為り、御膳並びに祿物
等隨身して参入す。別に書注文あり。件の文を以つて官司に付
す。屯食庭中に昇き立つ。上達部の座の末に改めて座を設け、机
を立つ。招着の道雅女装束を給はり、遣水の辺に於いて再拜す。
又東の対の南の唐廂に改めて座を敷き、机を立つ。召着の読書人
へ致時朝臣・（藤原）広業・拳周等なりへ、一巡の後祿へ白褂・
袴を給はる。座より下り、庭辺に再拜し、退出す。公卿の座渡
殿に移し、衝重を給はる。一両巡の後和歌有り。参議有国執筆す。
聊か今夜の志を注す。其の後攤を打つ。内藏寮攤の紙を進り、本
宮又攤の紙を出だす。これより先内膳御膳を供し、采女伝へ取
りて女官に付す。御飯の筥及び御膳を盛るの御器・御酒盞皆こと
ごとく銀を用ふ。采女字は少高嶋博覧の者なり。容貌美好。諸卿
当日の戲言を以つて醉談有り。左府衣を脱ぎて給ひ了んぬも、給
はることを肯んぜず。再三戲言して執らしめ了んぬ。公家祿を

給ふに差有りへ上達部・殿上人・諸大夫及び官司等か。延長の例の如し。其の後中宮公卿以下に禄を給ふ。上達部は女装束。皇子の御衣を加へられ、或は襦袢を加へらるるも、具には記す能はず。殿上人の被物差有りへ四位掛・袴。五位掛。六位袴。四位已上皇子の衣・襦袢等を加ふ。或は御衣或は襦袢と云々。子の剋ばかりおのおの分散す。今夜月最も朗明。公家の侍臣禄を給はり、宮諸大夫に疋絹を給ふ。

十九日、丙子。申の剋ばかり頭中将（源頼定）春宮権大夫へ（藤原）頼通の消息を伝へて云ふ、「今宵中宮に事有るべし。参入すべきや」といへり。彼の大夫御産養を奉仕すと云々。物忌の由を称し、参入せず。毎夜闕かざるは、便宜無かるべし。仍つて参入せざる所のみ。

二十日、丁丑。宇佐宮祢宜（大神）成子命婦慮外の事に依り参上の由、書状を以つて申さしむるなり。太官司大神邦利、成子懐妊の事を申す。即ち弥勒寺の講師元命法師のこれを奸すといへり。事無実依り、件の事を愁へんが為に参上する所なりといへり。事多く記さず。件の事先日大式（藤原高遠）の御許より、示送せらるる所の趣き有りといへり。

二十三日、庚辰。伝へ聞く、今日興福寺の僧等中宮に参ると云々。今日季の御読経始め。仍つて参内す。右大臣御前の僧を定め奏す。大臣右中弁（藤原）経通に仰せて、鐘を打たしむ。外記を召し堂童子を戒む。出居参上の後、諸卿参上す。乗燭行香。侍従足らず。仍つて出居二人へ左中将（藤原）頼親。右少将道雅を用ふ。

出居共に礼を失す。頼親帯剣し乍ら座の末を起ち階下に於いて剣を解く。道雅堂前を渡らんとし、卿相指示す。驚きて又南階より下りんとす。卿相又気色す。仍つて下るに西階より下る。今日右衛門督へ斉信。権中納言へ隆家。源中納言へ俊賢。右宰相中将へ藤原兼隆。御前に候す。御物忌に籠るに依り、右大臣へ顯光。内大臣へ公（公季）。左衛門督へ公任。勘解由長官へ有国。左大弁へ行成。左兵衛督へ懐平。大藏卿へ正光。侍従宰相へ実成。南殿に候す。左兵衛督已下座席無きに依り更めて座に着かず。

二十七日、甲申。人々云ふ、「来月中宮に幸すべし」と云々。大外記（滋野）善言朝臣（脱アルカ）左府曰く、「明日行幸の日を勘申せしむべし」といへり。

二十八日、乙酉。左府内々に（賀茂）光榮・（縣）奉平・（安

倍)吉平等を召し来月の行幸の日を問ふに、十六日吉日の由を申すといへり。

十月

五日、壬辰。今日射場初め。参入せず。子の剋ばかり(藤原)資平来りて云ふ、「只今事訖んぬ。左大臣(藤原道長)・右大臣(藤原顕光)・内大臣(藤原公季)・傅大納言(藤原道綱)・右衛門督(藤原齐信)・権中納言(藤原隆家)・源中納言(俊賢)・新中納言(藤原忠輔)・両宰相中将(源経房・藤原兼隆)・侍従宰相(藤原実成)参入す。掌る所の右少将(藤原)道雅多く失錯す」と云々。能射の者の第一権中納言の最初の矢的に中ると云々。射科の者無しと云々。

十六日、癸卯。弘暎諷誦を清水寺に修す。行幸に扈従すべきに依る。巳の刻参内す。左大臣已下参入す。午の刻鳳輿東門より出でへ葱花形の御輿を用ふべきか、后宮(藤原彰子)へ上東門院なり。に幸す。警蹕・鈴奏例の如し。左大将(藤原公季)東の中門外に於いて御綱の事を仰すへ還御の時宮に於いて同じく御綱の事を仰す。還御の時仰せを見ざる由、尋ぬべし。今日大舍人緑衫・表衣を着くるは、失なり。先例緋の袍・白袴・帯を着く。後

日召問せらる有り。乗輿后宮の西の中門を入御の間、龍頭鶴首に乗るの伶人、御輿を迎えて奏楽す。御輿退くの後諸卿着座すへ西対の南庇。新皇子敦成を以つて親王と為す宜旨下し了んぬ。頭弁(源)道方を以つて左府に仰せ下さる。一族の公卿、侍臣御在所の坤の方に於いて、頭弁道方を以つて慶びを奏せしめて、拝舞す。次いで中納言へ宮大夫へ齊信を以つて彼の宮の勅別当と為す。中の門内に於いて慶賀を奏せしめ、拝舞す。申の剋に臨んで寢殿の簾を巻き、大床子・置物の御机へ皆新しく造る。紫檀地に螺鈿。大床子の敷物は唐錦を用ふ。藏人左兵衛尉(藤原)惟任・左衛門尉成行へ非藏人へ大床を昇き、南階より退下するは大失なりを供す。即ち御座に出御し、諸卿を召すへ簀子敷に円座を以つて座と為す。次第に参上して着座、衝重を給はる。此の間舟楽を奏し、大唐・高麗互いに奏すへ各二曲。秉燭に比び舟に棹さして退く。また殊に楽所の人を階下に召し、管絃を奏せしめ、衝重を給ふ。また公卿・侍従竹肉合奏す。これより先御膳へ御台二本。紫檀地に螺鈿を供し、傅大納言陪膳を為す。宰相中将二人・権大夫(源俊賢)侍従宰相供に益はるへ御菓子八種銀器に盛る。其の体異例。御盤紫檀地に螺鈿。陪膳の人御酒を供す。御酒須く御座に進み、御酒を盛りこれを供すべし。而るを長押の下に於いて盛りしむるは、前例を知らざるか。更漏漸く闕。左府

の気色に依り、内大臣菊の枝を折らしめ、一枝を撰び取りて天皇に献ずへ御挿頭の料か。御気色無きに、直ちに献ずるは如何。取らしめ給ひ、ただ御手に在り。次いで左府同花を挙げ、群卿の冠に挿さしむ。又諸卿に仰せて祇候せしめ、殿上・地下竹肉合声す。左府主殿寮に仰せて立明を退かしめ、月華を翫ばんとす。后贈物を献ずへ笙・横笛・高麗笛。大夫齊信・権大夫俊賢・亮実成これを執る。これより先公卿已下祿を給はるへ公卿大樹。雲上の侍臣衾。供奉の諸司の色目尋ぬべし。天皇簾中に御し、諸卿座を起ち、本の座に復す。此の間頭弁仰せを奉じ右大臣を召す。右大臣進みて簾下に候し、勅を承り叙位二枚を書かしむへ一枚は男。一枚は女。正二位藤原齊信へ宮大夫、従二位源俊賢へ権大夫、従二位藤原頼通へ家の子。年十六、従一位源倫子へ后の母。叙位文笏に取り副へ本の座に復し、内記に給ひ、位記を作るべきの由を仰す。左大臣・内大臣並びに慶賀の人々御所に進み慶賀を奏せしむへ両大臣子（頼通・教通・実成）の慶びに依り賀の例に同じ。左右の大將便所に立つ。子の三剋宮に還る。途中白雨。諸卿西対の巽庇に列立するも、雨下るに依りて即ち止む。鈴奏・諸卿の通籍例の如し。今日の事天の然らしむるところ。但し頼通春秋十六、二品を加ふは如何。

二十七日、甲寅。参内す。今日四十口の臨時の御読経へ仁王経の結願。申の剋鐘を打ち、出居参上す。次いで卿相、次いで僧侶。左中將頼定御導師律師澄心の辺に就きて、執杖を給はるの由を仰す。酉の一點行香。参入の諸卿へ右大臣、内大臣、大納言道綱、中納言隆家・俊賢・（藤原）時光・忠輔、参議（藤原）有国・（藤原）懐平・兼隆・（藤原）正光・経房。大外記（滋野）善言朝臣雜事を申すの次いでに、行幸の日大舍人緋の衫を着ざる事を問ふ。当色無くば寮に着かず。申請せざるの怠なり。

二十九日、丙辰。召使申して云ふ、「今日より除目有るべし」といへり。申の剋参内す。しばらくして諸卿召有り参上例の如し。傳・余・右金吾三人宮文を執る。左府御前に於いて下官に命ぜられて云ふ、「受領功過を定め申すべし」といへり。右少弁（藤原）広業を召し宣を仰す。即ち陣より帰り来りて云ふ、「一国も文書を具する無し」といへり。此の由を以つて申し上げ了んぬ。左府府生の将曹に転ずべきの者を問はる。第一の者（多）武吉、恪勤の者（紀）正方、兩人の間定め任せらるべき由了んぬ。戌の終り諸卿退下す。

十一月

一日、戊午。日没ばかり后宮（藤原彰子）に参る。今日皇子の五日へ昨五十日に満つ。而るを日宜しからず。仍つて今日此の事有り。左右内の三府へ藤原道長・同頭光・同公季、大納言

（藤原）道綱、中納言（藤原）齊信・（藤原）公任・（藤原）隆家・（源）俊賢・（藤原）時光、参議（藤原）有国・（藤原）懐平・（藤原）兼隆・（藤原）正光・（源）経房・（藤原）実成、非参議二位（平）親信・（藤原）頼通、三位（源）憲定等参入す。

東対に於いて卿相並びに殿上人の饗有り。御産の時の如し。戊の剋皇子初めて餅を聞き食すと云々。御前物御台六本、侍従宰相（実成）へ亮を兼ね、打敷を執り、雲上の四品御台を執る。次いで母後の御膳へ懸盤六基、右近中将兼隆へ宰相、打敷を取り、雲上の五位御膳に益はる。次いで籠物五十捧折敷に居えへ或銀籠銀の作り枝を付け、沈の折敷に居え、洲浜等の風流有り。藏人頭・雲上の四品等左府の命に依り奉仕する所と云々、地下の四位・五位これを執る。次いで折櫃物五十合へ大和守（源）頼親朝臣奉仕す。善を尽くし美を尽くすこと、籠物の如し。卿相酌し、

寛弘五年十一月

召に依り簀子敷に進み候し、衝重を給はる。管絃の興有り。公卿・殿上人等禄を給はるに差有り。立明の主殿寮の官人等は正絹。右大臣・内大臣に牽出物へ馬有り。西丞相綱末を執り一拜し、

更めて昇りて座に復すへ引出物、深更座に復するは、見ざる事なり。馬拜の後直ちに退出すべきなり。内大臣衣を脱ぎ、左大臣の隨身の左府生（秦）為国に給ふ。次いで左大臣衣を脱ぎ、内大臣の隨身府生（榎本）季理に給ふ。傳大納言衣を脱ぎ内大臣の隨身番長兼光に給ふ。左府余の隨身番長（下毛野）公頼を召し、衣を脱いでこれを賜ふ。余左府の隨身右府生（秦）正親を召し衣を給ふ。其の後和歌有り。これより先右府早く出づ。今日の事左府奉仕する所なり。子の剋ばかり事了んぬ。

六日、癸亥。左金吾（藤原公任）・権中納言（藤原隆家）・左武衛（藤原懐平）示送して云ふ、「昨日弥勒寺の講師元命愁へ申す条々の事⁵⁹を定めらる。宇佐宮祢宜大神成子を強姦の事、初め三味僧神願和姦の由を申し、後元命強姦の状を申す。事追告に渉る。大官司（大神）邦利を以つて故入人の罪に処すべき由⁶⁰定め申す。又成子懐妊の実不等の事大宰搜問し言上すべき由同じく定め申す」といへり。故入人の罪の定め如何。これ司の事に有るか⁶¹。

八日、乙丑。未の剋ばかり参内す。左大臣、中納言齊信・公任・隆家・俊賢・（藤原）忠輔、参議有国・実成へ実成定めの間座を起つ。若し定めを聞くの間凶事に依るか等同じく参る。四面の

大垣並びに門を修造すべきの国々を定め充つ。また防河の国々へ畿内五ヶ国を定む。次いで前の少監(大蔵)種材朝臣の事を定め申す⁸⁹へ使廳に於いて召問せらるべしといへり。多事記さず⁹⁰。又諸牧の駒牽違期の事、先日官符を国々に給ふ。其の後いよいよ懈怠有り。これを行ふべき様定め申すべしといへり。国司を召し上げ召問せらるる後、避くる所無きは過状を進り、勘罪状を下さるべきの由、一同定め申し了んぬ。戌の剋諸卿退出す。

十日、丁卯。(藤原)資平云ふ、「今日新皇子の政所・侍所等始め。左府侍所に於いて近習の卿相と会し同食せらる。侍所に簡多く付す。雲上の人々或は庶幾し或は然らずといへり。

十四日、辛未。種材朝臣来りて云ふ、「別当(藤原懷平)恩無く、肱禁⁹¹せしむべきの気色有りと云々。昨日左府に申さしめ、今夜重ねて申さしむべし」といへり。

十六日、癸酉。種材朝臣今日左衛門府の射場に召し候せしめ、大宰の使より檢非違使の官人請け取ると云々。道の官人云ふ、「肱禁のことは請禁すべし」と云々⁹²。然れども左相府の気色に依り禁法を用いずと云々。(平)維衡・(平)致頼等の朝臣肱禁せず。

何ぞ況んや種材の犯す所明らかならず、専ら肱禁すべからざるに於いてをや。肱禁の事別当頗る其の気色有りと云々。件の事再三申達に度る⁹³。

十七日、甲戌。天晴る。行啓に扈從すべきに依り、諷誦を清水寺に修し、乗燭中宮に参る。戌二點行啓へ本宮の西門より出で、大宮院(一条院)の東面の北門より入り給ふ⁹⁴。皇后若宮へ敦成親王と同輿す。乗車して相從ふ⁹⁵。左丞相親王を抱き奉る⁹⁶。雲上の四品・五品馬に騎り統松を乗り扈從す。上達部已下大宮院に於いて饗祿⁹⁷有りへ左府祿に関する。供奉の公卿大納言道綱・余中納言齊信へ大夫・公任・隆家・俊賢へ権大夫・時光、参議有国・懷平・兼隆・経房・実成へ亮。

二十三日、庚辰。申の剋ばかり参内す。諸卿参入す。左大臣内弁の事を行ふ⁹⁸。内大臣、大納言道綱、中納言齊信へ小忌⁹⁹・公任・隆家・俊賢・忠輔、参議有国・懷平・兼隆へ小忌・経房・実成、二位頼通、三位憲定外弁に着く。乗燭の後幾ならずして門を開く。小忌の少納言(源)朝任喚に応ず。内大臣小忌未だ進まざる前に座に着かんとす。仍つて諸卿指示す。思ふに失か。諸卿謝座・謝酒等の儀恒を存つ。節会の間左大臣内大臣に譲り退出す。

国栖参らず。仍つて奏無し。小忌の座を下げしむるの間、右衛

門督斉信起居して簀子敷に立ち、座を直し了りて座に復するは、

未だ見ざるの事。座を下ぐるの間退下し、更めて還り昇りて座に

復するが吉なり。斉信卿大歌別当に依り、小忌と雖も例に依り大

歌の役に勤召す。件の事疑慮有り、昨日問ひ有り、仍つて報答

し了んぬ。内大臣宣命・見参を給ふの間前例へ文を取り参議に給

ふの間、口伝の故有るなりを知らざるに似たり。亥の終りばか

り事了んぬ。右衛門督已下悉く五節所に向ふも、只傳大納言・

余・左兵衛督（藤原懷平）問はざるのみ。

二十六日、癸未。今日臨時祭の試楽。秉燭資平内より退出すと

云々。舞人三人へ藤原兼綱・藤原忠経・朝任等なり参らず。

権中納言一人御物忌に候す。

二十八日、乙酉。臨時祭。藤原資平暁更退出して云ふ、

「諸卿御衣を給はる。見参の卿相左大臣、大納言道綱、中納言齊

信・公任・隆家・俊賢、参議有国・懷平・兼隆・経房、二位頼

通」と云々。公任・懷平御神楽の間参入す。御物忌に籠候せざる

に依り、左府の催しに依り参入する所か。相府の子の中将（藤

原）教通使と為り、相府の宿所に於いて朝夕の儲け有り。その中

殊に卿相に催ざると云々。

十二月

十五日、辛丑。丑の剋ばかりへ初夜の御導師の中間参内す。初

夜の御導師は、戒秀。須く日歎奉仕すべし。而るを殊に仰せ事有

り、戒秀を以つて初夜の御導師と為す。日歎の為にはなほ面目

無し。これ右衛門督（藤原斉信）の談ずる所。初日の御導師二人

へ初夜は法橋慶算第一の御導師、後夜は日歎第二の御導師。初

日の後夜の御導師を以つて今夜の初夜の御導師と為す。而るを

昨夜の初夜の御導師戒秀を以つて今夜の初夜の御導師と為す。こ

れ指したる勅定と云々。後夜の御導師錫杖綿を給はる。五位藏人

（藤原）広業・藏人（藤原）惟規・（藤原）惟任盛綿の篋を執り、

御導師の下に就き頌ち給ふ。但し惟規・惟任篋を執る。先例一篋

は御導師の綿を盛り、今一篋は弟子の僧の綿を盛る。而るを二篋

ながら、御導師の綿を納む。惟規更めて簾下に就き弟子の綿を盛

るの篋を執り、皆弟子に給ふ。須く普く頌ち給ふべきなり。而

るを数帖の綿を以つて一人に給ふに、他の僧等奪取の間極めて以

つて狼藉。藏人古実を失するに似たり。諸卿傾奇す。御結願了り

て行香。其の後左大臣（藤原道長）・内大臣（藤原公季）・帥

（藤原伊周）・余・右金吾（藤原斉信）・尹中納言（藤原時光）

禄を執る。僧侶退下す（丑の一剋）。名対面次いで薯蕷を給はる。見参の公卿左大臣・内大臣・帥・右衛門督・権中納言（藤原隆家）・新中納言（藤原忠輔）・右近中将（藤原兼隆）・侍従宰相（藤原実成）等なり。

十七日、癸卯。今日大神の祭日宮中に於いて仏事を修せらる。又使を定めらる。前例有るか、尋ぬべし。中宮属兼良来りて云ふ、

「今日御読経（秋季）の発願、参入すべし」といへり。未の剋ばかり参内す。次いで后宮（藤原彰子）の方に参る。左府（藤原道長）・右衛門督・権中納言・源中納言（俊賢）・勘解由長官（藤原有国）・左大弁（藤原行成）・春宮権大夫（藤原頼通）・修理大夫（平親信）・右近中将・左近中将（源経房）・侍従宰相宮に候す。饗饌有り。事了りて鐘を打ち、僧侶参上す。行香了り、左大臣陣座に着き、元日の奏賀侍従（藤原）・荷前使（藤原）等を定め奏す。式部卿親王（敦康親王）・中務卿親王（具平親王）、此の外に親王無し。而るを中務卿親王は重服、仍つて先に事の由を奏し、二位親信（藤原）を以つて親王の代りと為す。荷前使は山階（天智天皇）大納言道綱、柏原（桓武天皇）余、深草（仁明天皇）中納言（藤原）公任、田村（文德天皇）中納言（藤原）時光、後山階（醍醐天皇）参議懐平、宇治（藤原穗子カ）参議兼隆、中宇治（藤原安子

カ）参議（藤原）正光、後宇治（藤原懐子カ）参議実成。明年聖上（一条天皇）重く慎御すべし。仍つて諸国に仰せて大般若経を書写供養せしむべきの由定め仰せらるなり。三月以前に書き始め、八月以前に供養し奉るべしといへり。左大臣左大弁に仰せて四天王寺の别当法橋慶算前後の任の間成功の事、勤め有る由定め申し了り、戌の剋退出す。

大神の祭日に荷前使を定めらるるの例、応和元年に在り（藤原）。

二十日、丙午。参内す。今日若宮（敦成親王）の百日。諸卿参入す。宮の御方に銀籠百、折櫃百合、その外大折櫃十合、皆后の御前に羅列す。籠物・居物、風流敢て記すべからず。百合の折櫃金銀を加へざる無く、過差の極み以つて加ふる無きのみ。大折櫃は染絹・生絹・綿等を盛る。これ相府の設くる所。但し自余の籠物は公卿・殿上人・受領等の奉仕する所へ公卿大納言道綱、中納言齐信・公任・隆家、参議（藤原）行成、二位（藤原頼通）、参議（藤原懐平）・兼隆・正光・経房・実成、以上籠物の人（藤原）。酉の剋ばかり聖上后宮に渡御す。其の後籠物・折櫃等侍従を以つて御所に献ず。此の間公卿・侍従饗饌の座に着く。盃酌頻巡し、既に酩酊に及ぶ。戌の剋若宮の饗を供すへ御台銀器を用ひ、中宮大夫齐信卿奉仕す。次いで后の膳を供すへ蘇芳の懸盤は銀器。中

宮権大夫（源）俊賢奉仕す。夜漏漸く闌、玉簾を巻き、宸儀出御し（平座）、上達部を召す。次第に参入するも、下臈は座席無きに依り御前に候せず。次いで衝重を給はる。一両巡の後御膳を供す（銀の懸盤。風流妙を尽くし、御器具の体に造る）。斉信卿陪膳を為し、打敷を執り御前に進む。而るを右大臣座を離れ、更めて打敷を取り替へ陪膳を奉仕するは、未だ其の由を知らず。満座属目す。泥酔の気有り。御酒の台具有り（机上居瑠璃御酒瓶同御）。右大臣陪膳了り御酒の台の辺に就き、御盃を執り、御所に進む。大夫斉信瓶の御酒を以つて御盃に盛る。右大臣御酒を供了りて座に復す。次いで内大臣御酒を供すること、初めの如し。御膳・御酒等を供するの人皆警蹕を称す。但し打敷を執るの陪膳は称さず。右大臣御膳を伝へ取り、更めて警蹕を称するは、未だ其の儀を知らず、奇と為す。陪膳の人釵を解き笏を挿むも、供を役むる人は解かず、又酒を供するの人も解かず。内大臣御酒を供せんとするの間、下官の辺に寄り、案内を問ふに、詳に答へ了らぬ。内府測酔し、酒を供する後退出す。左府左衛門督公任に示し献盃せしむ。左大弁行成卿をして硯を執らしむる有り、進近して和歌を書かんとするに、帥紙筆を乞ひ取り序題を書く。満座頗る傾奇し有り。帥丞相に擬す、何ぞ輒ち筆を執らんや。身もまた忌諱のこと有るも、思ひ知らざるに似たり。大底心無きか。源中

納言俊賢卿同じく斯の旨を談ず。更めてまた左大弁を以つて和歌を書かしむ。左大臣御酒を供せんとす。而るを御盃を給はるべきの気色を得へ左大臣御酒を供するに、又御盃を給はるは、何の妨げか有らんや。而るを右大臣を以つて重ねて献せしむるは、未だその情を得ず。右大臣御酒を供して退帰するに、御盃を以つて酒の台机に置くの間顛仆す。上下属目す。酔気の致す所か。左大臣御所に進み、御盃を給はる。酒の台に就き御盃を置き、腋の方より下りんとす。余御前より降るべきの由を告ぐ。仍つて更めて御前より帰り庭前に降り、舞踏し、東の方より昇り、土器を執り飲みて、座に復す。左衛門督進み寄り指示す。仍つて盃を置き酒台の下に進み寄り、更めて御盃を執り座に復す。土器の盃を召し、御酒を瀉ぐ。此の間御酒盞を以つて、席上に居る。かれこれ人に給ふべきの由を示す。仍つて土器の盃を持ち来るの人に給ふ。其の後次第に流巡す。件の作法已に以つて不覚。初めは須く御盃を給はるの後御盃を持ち乍ら座に復し、土器を召し御酒を瀉ぎ、御盃を以つて人に給ふ。先づ飲み了り、盃を居る御前より下りて儼踏し了り、腋の方より帰り昇りて本の座に復し、流巡すべきものなり。事前伝に背く。仍つて子細に記したんぬ。其の後左府天氣に候するに、即ち御製有り。相府御前に進み、仰せを奉じ、伝書せしむへ左大弁。相府御返しを献ずるに、頗る

思ふ所有り。親王向後の間、しばらくして主上入御す。相府余に警す。仍つて警蹕するも、此の如きの間必ずしも称せず。然れども時体に従ふのみ。大臣以下侍従燭を乗り、余御劔を執り前行し、昼の御座に置きて退出す（子の四剋）。

二十八日、甲寅。酉の剋ばかり参内す。荷前使と為るに依る（仮の隨身、又例の隨身等馬に騎り相従ふ。左寮の馬騎せしめ、番長已下皆騎る）。大外記（滋野）善言朝臣左府の御消息を伝えて云ふ、「今日参入すべからず。早に催し行ふべし」といへり。外記（文室）清忠を召し使の上達部の参不を問ふに、申して云ふ、「山階の使大納言道綱、深草の使中納言公任、田村の使中納言時光、宇治の使参議兼隆、中宇治の使参議正光、皆故障を申す。参議懐平・実成等は参入するも、使極めて不足す。未だ斯かる例有らず」と。仍つて外記清忠を差し先に左府に申し達し、其の次に使の上達部多く不参の由を奏せしむ（差はし宛てらる使の障り、子細にこれを奏せしむ）。一兩度仰せ事有り。又奏聞の旨具に記す能はず。其の間左府の御返事に云ふ、「頼通須く参入せしむべし。而るを未だ神事を勤めざるの前に、初めて件の役を奉仕せしむるは、憚る所有るべし。使々多く闕く。極めて以つて非常。今に至つては修理大夫・右兵衛督を召し遣り其の役に従はしむべ

し」といへり。又此の由を以つて奏聞に経。但し参りて加奏せしむ。夜深更に及び、召し遣ると雖も必ずしも参入すべからずと。又殿上人荷前使に奉仕の例外記に問ふに、申して云ふ、「其の例無し。臨時の山陵使に至つては、前々も奉仕す」と。三人の上達部を以つて数所を相兼ね奉仕せしむるは如何。此の間左府中宮に参る。又此の由を申さしむるに勅答並びに左府の報、余の請ふ所に従ふ。仍つて使の座に着き、造酒司糟・菓子等を羞む。外記清忠合作の文を進むるに、宇治四所と注す。事の誤り有るに依り、其の由へ宇治は三所。宇治・中宇治・後宇治なりを仰す。幣物を昇き立つこと恒の如く、撤し了りておのおの山陵に向ふへ山階の使余。柏原・深草・田村等の使参議懐平。後山階の使・宇治三所の使参議実成。亥の時ばかり内より退出し、仮の隨身等に饗禄へ将監有宗絹二疋。将曹公方一疋綿。府生武吉一疋。番長以下例の禄を給ふ。余馬に騎り参入し、丑の剋ばかり家に帰る。寮馬七疋へ一疋我が騎る料。六疋隨身の料を召し用ふ。口付におのおの布一端を給ふ。

三十日、丙辰。資平云ふ、「（大蔵）種材朝臣・（土師）朝兼宿祢原免す。広業朝臣檢非違使を召し遣す」といへり。朝兼の原免未だ其の故を知らず。世以つて奇とすべきの事なり。未だ道路

の所言を聞かず。後日左武衛（藤原懷平）へ別当云ふ、「兩人病の故を申す。為に射場より出でしむ」といへり。気色を見せしめ恩免有るか⁸⁰。これ左府の御用意なり。

注記

寛弘二年（一〇〇五）

(83) 嘲咲するに足るなり。天皇の出御のない重陽の平座に於ける

奏聞の詞について、俊賢の聞えよがしの高声の詞を聞き、また実資の教示の応答をも得ておりながら、なお誤った詞で奏聞をする内府公季の、左右府不参の中で、上卿としてその面目を失墜してゆく愚行が我慢ならぬのである。

(84) いまだ宜陽殿に着かず。今日坎日ならむ。今日の重陽の節会は平座のため宜陽殿で行なうのだが、そこに右大臣の見参がないのは、坎日（かんにち。諸事に凶であるとして外出を忌む日）のためであろうか、の意。ここを『大日本古記録』は「未着宜陽殿、今日欠日」とあるが、「未着宜陽殿、今日坎日」と作る『史料大成』に従った。

(85) 若し事問あらば、内府に洩らすべしと云々。左大臣不参のことについてたずねられることが有ったならば、・・・と、内

府にお伝え頂きたいと自分（実資）は道長から依頼されていた、の意。

(86) 三献巡り了り、余障りを称して退出す。決りを守らない宴席に立腹しての早退である。饗宴では、「三献間、客人不動座、四献以後諸卿起座献盃」（『西宮記』）とあり、三献までは座をくずさずに飲むのが作法であった。「闕巡」（けつじゅん）は、座次に従って酒をつがずにとばしとばしして献盃するのである。

(87) 旬の事。十月一日の孟冬の旬政（しゅんせい）である。これは、天皇が紫宸殿に出御して政を聴く儀式で、その後に群臣とともに宴が催された。古くは毎月一日、十一日、十六日、二十一日に行われたが、次第に衰退していき、十世紀には四月一日に行われる孟夏旬と十月一日の孟冬旬の、所謂二孟旬だけが恒例となった。旬政の式次第については『北山抄』に詳しい。この年寛弘二年（一〇〇五）の孟冬旬の記事は、官奏の後の宴に於ける「下器」の還渡の事に筆が多く割かれている。

(88) 但し末座に四種の前・下器度す。これについては、「先に四種を居ゑ（後に）下器（並べ）度す」のが善例だと実資は後の条で言っている。「四種（ししゅ或は、しす）の前」は「四種の膳」で、『塵添壺囊鈔』に「御膳に四種と云事あり。味噌、

塩、酢、酒の四也」とある。また「下器」（かつきII「かき」の捉音化か。或は、げき）は、節会などに、群臣に賜った下物（おろしものII神仏の供物又は貴人の膳部の残り物や使用後の品物のさがりもの）を入れる器をいう。一説にカ（下）ツキ（坏）の意とする。

(89) 先に四種を居ゑ下器度すIIここを『大日本古記録』は、「先居四種・下器度」と訓んでいるが、「先居四種下器度」と訓む『史料大成』に従った。

(90) 事頗る違濫II節会に臨んで、その式次第さえ、懐紙（カンペである）に頼るとは、無秩序も甚だしい。これでは四種の膳・下器以前の問題ではないか、の意。

(91) 還り渡ること元の如しII下器を捧持して退去する経路は、南階の階下ではなく、階前を用いるものである。後の条を参照。

なお、「還渡」は、下器を「還し渡す」とも読めるが、今は、下器を持って「還り渡る」と読んでおく。

(92) 下器階下を経るの事、後日かれこれに示すも、敢へて云ふ所無しII下器を捧持して退去の際南階の階下を通る前例はなかったという、その事を改めて問題にしたけれども、敢えて反論する卿相はなかった、の意。

(93) 今日木幡寺の供養の日なりII「木幡寺」（こはたでら）は十

一世紀初めに道長が宇治木幡に建立した寺院で淨妙寺（じょうみょうじ）は、その法号である。道長は先祖の木幡墓地に菩提所の造営を思い立ち寛弘元年（一〇〇四）春から着手、翌年に三味堂が完成。本条がその供養の日となった。淨妙寺の寺額は行成の手になり、願文は大江匡衡が書いた。本条にその記事は見えないが、『御堂関白記』に依ると、供養の日、道長は暗いうちに京を出発し八時ごろに到着、自らの手で鐘を打ち、堂に入って儀式を行っている。道長は亡父母及び基経以来の先祖の菩提を弔い、一門の極楽浄土への引導を願っている。「感涙数行、見聞道俗流涙如雨」であったという（『御堂関白記』寛弘二年十月十九日の条）。

(94) 仮の隨身IIかのずいじん。実資に随った隨身の中には、賜暇の者もいた。「仮」は公務を一時的に免除されること。

(95) 呪願IIじゅがん。呪願師のこと。法会に呪願II祈りの言葉を唱えて仏・菩薩の加護を願うことII文を読む役僧。七僧の一。

(96) 堂達IIどうたつ。法会の時、会行事（えぎょうじ）の下で導師・呪願師に願文・呪願文を渡す役僧。七僧の一。

(97) 已講IIいこう。三会（興福寺維摩会・宮中御齋会・薬師寺最勝会の三大勅会）の講師勤仕の一年前を擬講といい、勤仕以後を已講と称した。

98) 衲衆のうしゆ。衲衣(のうえ)。世人が捨ててかえりみない布帛を縫い合せて作った衣の意で、僧の着る法衣)を着た僧衆。法衣の役僧の一。

99) 定者じようしゃ。じようざ。大法会の行道の時、香炉を持って前行する小僧の役。

以後、注記番号は一〇〇を越えるので、改めて注記(1)から始めるものとする。

(1) 布五千四百端『史料大成』は、ここを「布五十四端」と作る。

(2) 三昧さんまい。法華三昧(ほつけざんまい)のこと。天台宗で、法華経・観普賢経により中道実相の理を観すること。これを修する法会を法華三昧会という。

(3) 三綱さんこう。寺内の僧侶・寺務を管理する三種の役僧。上座(じようざ。年長・有徳の者)・寺主(じしゆ。鎮寺法主の意)・都維那(ついな。維那。綱維。知事)など。

(4) 馬道めどう。横に厚板を敷きわたり、廊下のようにして殿舎をつないだもの。必要ある時は取りはずして殿中に馬を引き入れる通路にした。後には、長廊下の称となった。

(5) 童子どうじ。寺に入って未だ剃髪得度していない少年で、給仕や雑役に従った。後には童形の年輩の僧をもかく称した。

(6) 驚き乍ら女房に触れしむ近衛府の右大将たる実資の本務である。「女房」は主上付きの女房。

(7) 大怪と謂ふべきなり『大日本古記録』は「可謂大怪之」とあるが、「可謂大怪之(也カ)」と訓む『史料大成』に従った。

(8) 寮試りようし。大学寮で行なった学生の試験。合格すれば擬文章生(ぎもんじようしよう)に補せられた。更に省試(しようし。大学の挙試(出仕を求めるものに課する試験)の合格者に式部省が行なった試験)に及第したものは文章生となる。

(9) ただし九節を重ね天変に依り行はれず今年は豊稔ではあるが、半歳に及んで天変が頻りゆえ内宴の事は行われないで来たの意。「内宴(ないえん)は、普通正月二十一日から二十三日のうちの一日を選んで行われる、正月の公儀に多忙であった群臣を慰勞する天皇の私的な宴会であるが、ここは、正月に限定せず随時に行つた天皇の私宴か。

(10) 即ち奏聞を経るに先、内宴行ふべきか。猶先に攘災の事を行はるるが宜しきかの御下問に依りて、後の、定め申す所を奏上申し上げたところ、の意。

(11) ただし免者の事は(斉信)宣旨を奉ず藤原斉信は檢非違使の別当である。

(12) 上総国の申すく定め宛つゝ上総国から申請のあった、内裏外

周の築地修造の料物を他の国々に分担させることとした、の意。

(13) 今日遠忌(藤原尹文女) 〓実資亡母の忌日である。

(14) これ后宮(藤原彰子)の御在所なり〓敦康親王の読書始の儀が催された飛香舎は彰子中宮の御住居であった。長保二年(一〇〇〇)母定子の薨後、叔母の御匣殿の後見するところとなつていた親王は、更にその叔母の死去のあと、中宮彰子が母親代りとなつて事実上道長の庇護下に在つた。

(15) 尚復〓しようふく。尚復。天皇や東宮の読書始めの式に、侍読(じどく。じとう。天皇・東宮に侍して学問を教授する学者)が教授した所の復唱などをつかさどる補佐役のこと。

(16) 序者〓「序者」(じよしゃ)か「序者」(序は)か。一応後者とみておく。序にあたる詩は、の意。

(17) 策家の者〓作文(さくもん。漢詩を作ること)に堪能(かんのう)の人か。「策」は、官吏登用試験の問題または答のこと。「序は」策家の者を召す〓大江以言は、序にあたる詩を創作する者として策家の者を召す、の意か。

(18) 仍つて記すのみ〓伊周到朝儀に預るべきの宣旨が下つた、その事を資平や公任から聞いて日録に記述する実資の筆はそつけない。その事を「未だ前例に有らざる事」と書く後の条には、

義憤の口吻もみえる。

(19) 大宰典代〓だざいのてんだい。大宰府廳の典(さかん。第四等官)の代理。

(20) 郁芳門〓いくほうもん。平安宮外郭十二門の一つ、東面の南門。門内北には大炊寮や大膳職が所在したため、大炊御門とも称され、大宮大路の東の東西大路を大炊御門(郁芳門)大路と呼んだのは、これに因んだものである。大炊御門大路に面しては当代一流の諸第が建ち並び、実資の小野宮第もその中に在つた。

(21) 神嘉殿〓しんかでん。平安宮の内裏西に在る中和院(中院)の正庁。六月・十二月の神今食、十一月新嘗祭の年中三度、天皇親祭が行われた常設の神殿。

(22) 温明殿〓うんめいでん。平安宮内裏内の宣陽門の内、綾綺殿の東にある殿舎。中央を通る土間の馬道によつて南北の二部分に分かたれ、その南側には神鏡を祀つた賢所があり、内侍が祇候したので内侍所とも呼ばれた。神鏡は唐櫃に納められたが、その他、太刀・節刀・関契・馱鈴などの皇室の重要な神宝も保管されていた。内侍所は初め清涼殿にあつたが、人の交わるのを恐れて、のちこの場所に移された。この殿舎は天徳四年(九六〇)九月二十三日(これについては、後述)、寛弘二年(一

〇〇五)十一月十五日(本条)、長久元年(一〇四〇)九月九日等度々の火災にあい、その後内侍所は室町時代になって春興殿に移された。

(23) 契 \parallel けい。古代の割符。固関に係わる関契は、御所の蔵司に神璽とともに管理され、天皇の権限を象徴するものであり、軍隊が三関を通過する時の割符(わりふ)となった。はじめは木製、後に金属製で、魚形の符という。

(24) 式の御曹司 \parallel しきのみぞうし。職の御曹司のことで、中宮職の一局。内裏の東北方に位置する。しばしば皇后・中宮の移御があり、内裏焼亡などの際には天皇の渡御もあった。

(25) 官の朝所 \parallel かんのあいたんどころ。平安中期から太政官庁(だいじょうかんちょう。八省院の東、宮内省の西、中務省の南、民部省の北に占地)の北東隅、後堂の東にあった舎屋。

「あいたどころ」とも訓む。『延喜太政官式』には朝食所、『九曆』には朝膳所とも見え、元来は、列見や定考などの際、宴座に移る前の公卿以下の酒食の場であったが、後には方違などに使われたり、内裏焼亡の時には天皇が当所に避難のため遷御したこともある(本条)。

(26) 桂芳坊 \parallel けいほうぼう。内裏外郭のうち、北辺の朔平門内の東方にある殿舎。

(27) 諸卿朝所の西庇(へ地上に畳を敷く)に候す \parallel 朝所の建物は、『枕草子』一五六に「屋のさまいとひらに短く、瓦ぶきにて、唐めき、(中略)例のやうに格子などもなく、めぐりて御簾ばかりをぞかけたる」とあり、瓦屋で四方に御簾をめぐらしていたばかりのようである。

(28) 行幸 \parallel 今内裏(いまだいり。内裏焼失などの時の仮の皇居)への行幸である。十七日の条で「東三条院」(『拾芥抄』に「忠仁公家、貞信公、大入道殿伝領」の第とある)が、その候補にあがっている。

(29) 坎日に依り勘申せず \parallel 光栄の報答した来月(十二月)十六日は坎日に相当するので、勘申の結果を主上に奏上することはしなかつた、の意。

(30) 焼亡蔵人三人祇候す \parallel 『大日本古記録』は「焼亡」の下に(脱アラン)と注する。

(31) 主上・后宮徒步中院に御す \parallel 『大日本古記録』は「主上・后宮徒步御中院」とあるが、「主上・后宮徒(徒力)歩御中院」と注する『史料大成』に従った。

(32) 夜に入り中宮に参り、立ち乍ら帰る \parallel この時、「中宮」は中院(中和院)におられた。そこへの倉卒のお見舞である。

(33) 便無きに依り分ち取るなり \parallel 甲斐国真衣野の牧の駒牽である。

が火事という非常の場合ゆえ、駒牽の行事はなく、貢納馬は今日になってただ左右の馬寮に分給されるばかりである、の意。

(34) 穢中祭等停止すべしと云々二えちゆう、祭等・・。火事の穢れの中ゆえ、祭などの事は停むべきである。「吉田祭」は、藤原氏の氏社吉田社の祭り。

(35) 大祓二おほはらえ。毎年六月・十二月の二季、各晦日に、また臨時に行われる祭儀。罪・穢を除き、心身を清らかにし、その更生を図るもの。臨時の大祓（本条の場合）は、大嘗祭などの吉事、兵乱・流疫・天災等の凶事に際して行われ、その儀式は全て二季の儀に准ずる。

(36) 左府依り着行す二『大日本古記録』は「左府」の下に（脱アルカ）と注する。脱字は「依左府之命着行」と「之命」を想定し得る。

(37) 昨の議を変へ、愚案に従ふは如何二左府道長をはじめ、昨十六日道長の宿廬に集うて、十七日の本評定の以前に、神鏡の定めに「鑄を加ふべきの議」を持った識者の卿相に対する揶揄的な論評のことばである。あなた達に定見はあるのですか、不甲斐ない話ですね。愚案は、実資ら道長の宿廬に集うた以外の卿相の案で、前条の「そもそも先に道々に勘文を進らしめ、御占に依り鑄造せらるべきか」の一文が、それに相当する。

(38) 坤の方巽の方然るべきの処、方に東三条院宜しきか二ここを『史料大成』は「坤方巽可然之処方、東三条院宜歟」と訓んでいるが、「処方」に「方角」などの意がないので、『大日本古記録』の「坤方巽〔方脱カ〕可然之処、方東三条院宜歟」と訓むのに従った。

(39) 天徳四年九月二十三日焼亡すと云々二天徳四年（九六〇）は、村上天皇の御在位（天慶九年（九四六）〜康保四年（九六七）没、四十二歳）年間の後半に当るが、この年、延暦の造都から数えてざっと百七十年、内裏がはじめて全焼した。火元は、宣陽門脇に在った左兵衛陣であったが、火は当然のこと、隣接する温明殿にも及び、この賢所（内侍所）に納められていた神鏡・大刀、筋刀・関契なども被害を受けた。そしてこの出火を初度として、以後内裏は度々焼けることとなる。一条天皇の時代（九八六〜一〇一一）だけに限っても、その内裏の焼亡は、長保元年（九九九）六月、長保三年（一〇〇一）十一月、そして今回の寛弘二年（一〇〇五）十一月と三度に及んでいる。

(40) 室握二しつあく。「室」は大刀の鞘、「握」は大刀の柄。

(41) 金銀銅の魚符の契二注記(3)の通り、「契」は魚形をした割符の関契のこと。既に木製から金属製になっていたことが分かる。

(42) 又鍾占合して離れざるもの有り二「鍾」（しょう）はさかす

き、占(ゆう)は、酒壺。

(43) 節刀ノせつとう。中国の節(君命をうけた使者が帯びるしるし)の制にならつて、天皇が將軍や遣唐使の長官に賜った刀。

天皇の権限を代行する意味を持つ。

(44) 鏡三面伊勢太神・紀伊国日前・国懸と申すと云々ノ御神体は

三面、その神々は、伊勢の大神、紀伊国の日前(ひのくま。日

前神宮。和歌山市秋月に在る元官幣大社。祭神は日前大神)、

また国懸(くにかかす。国懸神宮。日前神宮と同じ境内に在る

元官幣大社で祭神は国懸大神。天照大神の靈といわれる日像鏡

(ひかたのかがみ)を祭る)と申し上げる云々の意。

(45) 件の説の如くは三面に似たりノ件の説(実資の祖父実頼の説

明)によると神鏡は三面あつたようだ、の意。

(46) 大原野の祭停止ノ火の事の穢れゆえである。「大原野の

祭」は小塩山の東麓に鎮座する藤原氏の氏社である大原野神社

の例祭。祭日は二月上卯と十一月中子(本条の場合)の両日で

ある。

(47) 宮内省の坤の角に相逢ふノ今は太政官庁(注記⑤)内の朝所

(あいたんどころ)が仮の御所になっている。そこに参上する

道長と、太政官庁の東に在る宮内省の南西角で黄昏退出の実資

は遭遇したというのである。

(48) 神祇官は本官に於いて召し、陰陽寮は便所に於いて召すノ

「本官」(ほんかん)、「便所」(べんしょ・びんしょ)は共

に場所をいう。本官は、太政官庁か。「便所」については、類

義語に「便座」(べんざ。正式の奥座敷でない傍の応接室)な

どがある。

(49) 左大臣直衣を着て殿上に候し、直廬に相会ふノ『大日本古記

録』は「左大臣着直衣候殿上、相会合、仍直廬」とあるが、

「左右臣着直衣候殿上、相会合仍(衍力)直廬」と作る『史料

大成』に従った。

(50) 老人の気上を補はしめんが為、魚子を羞むノ老人が、長い時

間待ちのためにのぼせたりしないようにと、魚子を勧めた、の

意。「魚子」は「魚児」(ぎよじ)。「魚苗」(ぎよびよう)

で魚の子。幼魚か。菅原輔正は当時八十一歳で公卿中の最年長

であった。

(51) 吏部ノりぶ。りほう。「吏部」は式部省の唐名で、ここは式

部大輔の菅原輔正を指すか。

(52) 仍つて吉田祭並びに臨時祭停止ノ現在御在所となつて

官の朝所の床下に犬の産穢があり、両祭ともに停止となつたが、

臨時祭の方は翌十二月に延期されている。「吉田祭」は藤原氏

の氏社の吉田社の祭り。「臨時祭」は賀茂臨時祭で、これは毎

年四月の中の酉の日に執行される恒例の賀茂祭に対して、十一月の下の酉の日（寛弘二年（一〇〇五）の今年は十一月二十九日がこの日に当る）に行われた賀茂神社（上賀茂・下鴨）の祭りである。他の神々と同様に一年に二度の祭りを欲する旨の賀茂大神の託宣により、宇多の寛平元年（八八九）十一月二十一日（酉の日）幣帛・走馬・舞人を献じたのが最初。昌泰二年（八九九）十一月の祭使発遣以後恒例化されるようになった。

53) 内侍所穢に依る間渡し奉るべからず神鏡（八咫鏡。やたのかがみ）は触穢の期間中は、新しく御在所と決った東三条院に移御することは出来ない、の意。触穢の際の忌の期間については、『延喜臨時祭式』に「凡触穢悪事忌忌者、人死限三十日へ自葬日始計、産七日、六畜死五日、産三日……」とある。なお神鏡は十二月九日の酉の刻になって移している。

（十二月九日・十日の条参照）

54) 縫殿ニぬいどの。縫殿寮（ぬいどのりょう）で中務省に属し、女王をはじめ内外命婦の名帳、考課、衣服の裁縫を行った役所。大内裏東北の方、朔平門の北に隣接して所在する。

55) 鈴奏ニすずのそう。行幸の前後に駅鈴を申請し、また返還することを奏上する儀式。例えば、返還の時には「御共爾持仕奉礼流鈴進」と奏上する。

56) 御竈神を移し奉るニ平安時代、宮中では大膳職・大炊寮・内膳司等に大八嶋竈神以下の竈神が祀られている。このうち内膳司に鎮座する忌火・庭火・平野の三神、殊に前二者は天皇の日常の御膳や神事の際の御膳に関わる神として神聖視されるようになり、平安中期ごろから天皇遷座の際は賢所とともに奉遷されるようになった。

57) 官奏に候すべきの日ニ火事の後の儀としての臨時の旬政の日である。後の十二月十七日の条を参照。

58) 而るを御禊有るべきや否やニ今日十一月二十九日は十一月の下の酉の日で賀茂臨時祭の式日の当日である。犬の産穢のため祭の日は延期となった（犬の産穢のあったのは十一月二十七日で、触穢の忌日は、六畜の産の場合は三日である）が、御禊はいかがしたものか、の意。

59) 今朝光榮朝臣云ふ、「三日を勘申す」といへりニこれは、光栄が臨時祭の日を勘申するために召されて参内する以前に実資の所に個人的に言つて来たものか。

60) 「十六日庚寅、忌有り」と文書に見ゆ」といへりニここに『大日本古記録』は「十六日庚寅有忌、見文書者云々」とあるが、「十六日庚寅、有忌見文書者云々」と訓む『史料大成』に従った。

(61) 式日の延引辞別け¹¹「辞別け」は、ことわけ。賀茂臨時祭の式日が十一月二十九日より十二月六日に延期となった事の、その理由・事情。「辞別け」は本来は、祝詞にいう語で、特にことばを改めて言うこと。「辞別きて伊勢にます天照大御神の御前に白(まお)さく」など。ここは「事詠」(ことわけ。事柄のわけ。事柄の理由)の意で使っている。

(62) 御忌月(藤原詮子)に依り歌舞を奏せず¹¹ここを『大日本古記録』は「依御忌月(藤原詮子)不^{マズ}、」とあるが、「依御忌月不〔奏歌舞〕、〇三字底本無、依桑本補」と注する『史料大成』に従った。

(63) 月次祭¹¹つきなみのまつり。毎年六月・十二月の十一日、神祇官で行われた祭儀。六月は卯の刻、十二月は辰の刻に、神祇官以下諸司の官人が参集して幣帛を案上に奠し、中臣祝詞を奏し、班幣の儀を行った。なお月次祭の夜、中和院で皇室の祖霊を祀る天皇親祭の神今食の儀が行われた。月次の意は、元来毎月行われるべきところを正月から六月までの分を十二月に、七月から十二月までの分を六月にまとめて行われるようになったゆえという(宣長『玉勝間』)。

(64) 隨身に衣服を給はる¹¹実資の隨身に朝廷より衣服(番長は絹三疋・・)を賜るのである。

(65) 番奏の簡持ち来るへ府生(紀)正方へ。加署して返し給ふ¹¹これは火の事の後の臨時の旬政に備えるのである。「番奏の簡」(ばんそうのふだ)は旬儀の際、六衛府の次将が一人ずつこれを取って庭中に列立し、近衛、衛門、兵衛の順に名簿の簡を奏上した、その簡のこと。長さ四尺五寸、幅五寸の白木で、表には番長・近衛らの名が、裏には年月日と大将の位署が記されていた。

(66) 紫宸殿の儀の如し¹¹今は東三条院の仮の御所での臨時の旬政ではあるが、内裏紫宸殿に於ける恒例の二孟旬の如き盛儀であった、の意。

(67) 素餅¹¹さくべい。小麦粉と米の粉とを練って、縄の形にねじって油で揚げた菓子。陰暦七月七日に瘧(おこり)よけのまじないとして内膳司から禁中に奉り、また、節会の時、晴れの御膳に供した。むぎなわ。今は旬政の儀式の後の宴の御膳に供するのである。

(68) 内堅等下器を存ちて度るに¹¹『大日本古記録』は、ここを「内堅等存下物度」と作るが、「内堅等存下物(器力)度」と注する『史料大成』に従った。

(69) ただ盤を持つのみは、密々朱器を持ちて向ふ¹¹これが、本日(旬)の儀に於ける「失錯の事」の其の一つであるか。下器を

存ちて度る時は、朱器（朱塗りの高貴な器具）に載せるべきで盤に載せるべきではないという事か。

(70) 庭立奏Ⅱにわたちのそう。句政の際、中務省から陰陽寮の奉った曆を奏上した、そのこと。

(71) 左府の大失錯なりⅡ「主鈴」（しゅれい）は、少納言の指揮のもとに鈴・印・伝符・飛駟函鈴の出納を職掌としており、『延喜主鈴式』に依れば、諸国に公文を下す場合などには、少納言が内印（天皇の印で、少納言が監する）を請い、主鈴が押印をするものとある。今は「庭立奏」の奏上の場合で、公文書を諸国に下すのとは相違するが、文書への押印は大外記滋野善言の言上の通りであろう。「斯の事虚覚か」と言い乍ら我意を通す道長に対する、実資の非難の気持の見えるところである。

(72) 御鑑奏Ⅱおんかぎのそう。句政の際、監物が諸司の鑰について奏上した、そのこと。諸司の倉庫の鑰は、天皇が直接管理するものであり、本来は毎朝、監物が典鑰と共に宮中から鑰を賜って諸司に渡し、夕方返納させることになっていた。それが次第に形式化して句政の際に、官奏（太政官奏）に先立って行われるようになった。

(73) これ弓奏。須く先づ弓を置き前列に進むべきものなりⅡ右衛尉大春日遠晴の、場合を違えた行為を難じたものである。六位

或は七位の右衛尉が弓を置いて五位の前列に進み立って奏上するのは「弓奏」（たらしのそう。寛弘二年正月七日の条。注記(40)を参照）の場合である。今は「番奏」の時であつて遠晴の行為は予想外のものである。

(74) 但し未だ勅答有らざるの前に進み立つ。〜賜はり了んぬⅡ諸衛（六衛府の官人）が参入する西方よりの闕司（いし。みかどのつかさ。これは後宮十二司の一つで、「闕」は宮中の門。その宮中の諸門の鍵を預るのを、その職掌の第一とし、また奏聞・宣伝の役につくこともある。職員には尚闕（准正七位）一人、典闕（准従八位）四人、女孺十人等がいる）の参入をよしとしながらも、その参入して、衛府の次将の番奏の後に、御前に進み立つ「時」の不適を、戒めたものである。句政の際には、太政官奏の後に番奏（前記の注記(65)を参照）が行われるのであるが、番奏が終ると、天皇の勅答があり、称唯（いししょう。官人が召された際に「おお」という声を発して行ふ応答。このように文字を転倒して読むのは「讓位」と音が近いのを避けるために「定考」を「こうじょう」と読むのと同じである。）の後、二人の闕司が簡を集めて左右近衛の簡のみを天皇の御覧に入れた。今は闕司の作法の不適切を戒めて後に、天皇から、御覧の後の近衛の簡を御下賜頂くのである。

(75) 更に冷泉院の儀に准ふべからざるか。この度は臨時の句政であり、その儀式の場も院御（院の御所か）ではない。ゆえに天徳四年の冷泉院に於ける恒例の孟冬旬にならうべきではない、の意。冷泉院の儀は、内裏が焼亡したのが天徳四年九月であり、内裏から遷幸の後の十月一日で、これは恒例の句政であった。

(76) 先例文を執るに、横挟文に至りては取り落すが如きのみ。陣の申文である。申文を採り上げる時、横挟文は採り上げないのが先例である、の意。

(77) 料物を立用せざるの国司に至りては、勸賞無かるべし。内裏の造営に当って、その作料に正税を用いることのない国司（後の条の播磨守藤原陳政の場合などをいうか）には賞を与えるべきだが、作料に正税を用いる国司は勸賞の対象とすべきではない、の意。「立用」（りゅうよう）は、正税（しょうぜい）。律令制の官稲のいで国郡の倉庫に蓄積した租。毎年出挙（すいこ）して利稲を国郡の諸経費に充てる）を用いて事に充てること。

(78) 廢務はいいむ。諸官司が政務を行わないことをいう。

(79) 若しくは忌むべきか。三月十日壬子の日は、先度の造宮初行の日である。その宮殿が焼亡した、その故に、である。

(80) 猶其の徴有るがごとし。やはり吉日を撰んで初めた方が良い兆し（徴候・兆候）があるようだ、の意。

(81) 但し件の壬子の日は吉日なり。「但し」は不審。「而も・なお」と上の文を受けて、補足する、意か。

(82) 播磨守（藤原）陳政の申文。この割注のうちの「重任せらるといへり」は、私物を使つて常寧・宣耀殿を造ることを申請し、その定功によつて播磨守に重任せられることになった、その播磨重任の宣旨（本二十一日の最後の条を参照）を実資が注記したものである。

(83) 今の堂宇に加へて殿許さるるが宜しきか。陳政に対しては、現在修復中の堂宇（播磨国の国分寺等か）に加えて、彼が申請している常寧・宣耀殿の造宮のことを許可されるのが良策かと思われる、の意。

(84) 美福門。びふくもん。寛弘元年（一〇〇四）七月一日の条。注記(2)を参照。

(85) 日前・国懸。ひのくま・くにかかす。注記(4)を参照。

(86) 始めて作事に仕ふるの国。申請の間然るべからざるか。播磨守藤原陳政の、殿舎を指定しての内裏再建の申請を不都合のことと難じたものか。「其の事」は焼亡後の内裏再建の事。其の再建の殿舎等の負担の事は朝廷より諸国に配し宛てるものとするか。

(87) 明年三月十日・明年十一月以前。寛弘三年三月十日は、造宮

初行の日、十一月は造宮造畢期である旨の陰陽寮の勘申である。

(88) 要須の若き殿々を申請し¹¹ 『大日本古記録』 『史料大成』と

もに「申請若要須殿々」とあるのを、仮にこう訓んでみた。

「要須の如き殿々」は、国政を、或は内裏の秩序を維持する上でどうしても必要とするような各殿舎の意か。「申請し」は、

その殿舎の再建の事を、この日の陣定に参入の卿相が朝廷に申請するのである。

(89) 常寧殿は国に付す¹² 常寧殿の造営に当っては、私物は無論のこと、官物を用いてはならない。官物以外に別途料物を調達して国費で事に当れ、の意。

寛弘五年（一〇〇八）

(1) 長谷条定に向ひ、観修僧正を訪ふと云々¹³ 観修（かんしゅう。九四五〜一〇〇八）は修法に秀で、当時の貴紳の病に際しては度々加持を行っている。特に道長の信任を得、道長の異例の昇進

は観修の持念によるものであったとの逸話も遺されている（『元亨釈書』四）。道長は、本条に見える観修の死の直前に

も、自分の病をおして観修を長谷に見舞っている。「日来有

惱事¹⁴、久不¹⁵他行¹⁶、而長谷僧正（観修）重惱者、即馳向、其

惱事従去年七月也、而未¹⁷平復¹⁸、従¹⁹四月²⁰惱、仍極無力、悲

思千廻々々、入²¹夜還来²²」（『御堂関白記』寛弘五年六月十三

日の条）。観修は、長徳二年（九九六）、東三条院詮子の御惱

祈禱の賞により権大僧都となり、翌年園城寺長吏に補され、同

四年十二月に権僧正、更に長保二年（一〇〇〇）三月転正、四

月権法務、そして八月には大僧正に任ぜられた。この頃、山門

派との対立による難を避け、山城国愛宕郡長谷なみたにの解脱寺げだつじに移り、

寛弘二年（一〇〇五）十月には藤原道長の淨妙寺供養に於いて

導師を務めている（『小右記』寛弘二年十月十九日の条を参

照）。同五年七月に至り入寂（本条）。長谷僧正、解脱寺僧正

と呼ばれた。

(2) 有りて亡きが若し²³ 「有若亡（ゆうじやくぼう）」或は「有若亡（うじやくぼう）」とも読める。

(3) 去夕の行啓俄に以つて延引す²⁴（十六日）²⁵ 中宮彰子の、御産に依る本宮（道長邸の土御門第）への退出行啓は、方忌のため延引となったが、一週間後の十六日には無事退出となっている。

「中宮従内出給」（『御堂関白記』寛弘五年七月十六日の条）。

(4) （橘）為義²⁶ たちはなのためよし（？）²⁷（一〇一七）。藤原道長の家司。文章生の出で、蔵人などを経て正四位下丹波守に至

る。一条天皇皇子敦康親王家司、皇太后（彰子）宮大進等も兼任。『後拾遺』以下の勅撰集に四首入集。

(5) (土師)朝兼宿祢はじのあさかねのすくね。朝兼個人については調査し得ないが、土師の氏名は、埴輪などの土製品の製作、陵墓の築造をはじめとする喪葬儀礼に関係することを職掌とした土師部の伴造氏族であったことに基づいている。土師氏の分布は全国に及んでいるが、特に大和・河内を中心に畿内に多いのは、皇室や貴族の需要にこたえる特殊な土木建築手工業集団としての大化前代以来の土師部のあり方と対応するものであろうと考えられている。

(6) 直物ナオモノはおしもの。「直物、正月除目也、有事障干今延引（『御堂関白記』寛弘五年七月二十八日の条）。

(7) 召物シヨモノめしもの。ここに「召物」とあるのは「召名」（めしな）の誤記と思われる。「召名」は、除目の結果を清書し天皇に奏聞した文書。

(8) 大弁下臈、中弁上臈、はなはだ便宜無きかカ道方の造官行事の賞を大きく取り上げたにしろ、大弁の説孝が下位にいて、中弁の道方が上位にいるというのは不都合ではないか、の意。

(9) 勝蓮華院シヨウレンゲイン。延暦寺の一子院。一条天皇の御願になり、長保三年（一〇〇一）四月に天台座主覚慶の申請

によって阿闍梨五口が置かれた。寛弘五年（一〇〇八）八月には四巻経の供養が当院にて行われたが、「勝蓮華院御堂末シヨ供養」という状況であった（八月二日の本条及び三日の条）。

その後、長元元年（一〇二八）十二月に当院は院源に付属されたが、承暦元年（一〇七七）四月十五日に焼亡した（『百鍊抄』）。

(10) 左大臣不断大般若御読経の僧名を定め申し奏聞せらるシこの「不断御読経」は八日後の八月十六日に修せられている。

「被修レ大般若不断御読経、僧二十一口、依レ觸穢不参」（『御堂関白記』寛弘五年八月十六日の条）。

(11) 件の国解クニトクくだんのこくげ。この「国解」は、七月二十五日に、長門から入京の藤原良道の持ち来つたものである。「国解」は、諸国の国司から太政官または所管の中央官庁に提出した公文書。

(12) 検非遣使を以つてシ『史料大成』のテキストは、寛弘五年の記事を欠いているので確かめ得ないが、『大日本古記録』の「検非遣使」の「遣」は「遣」の誤写であろう。

(13) 十五日の全条と係わる関連記事が「御堂関白記」にも見える。「立丹生・貴船使、留雨折、是従去六月朔、日々雨下、為レ農尤作慶、今月猶下、依レ可有損也」（寛弘五年八月四

日の条)。次条の八月十八日の記事に見える道長邸の井屋の倒壊も、この水害の一つであったかも知れぬ。

(14) 件の事を仰すべし¹¹ 檢校(けんぎょう)。寺社の事務や僧尼を監督する職。ここは仁王会の行事を点検し監督する役)となつて仁王会を行事することを権大納言藤原実資に下命しなさい、の意。

(15) 権中納言¹² この時点での権中納言は、藤原齊信、同隆家、同忠輔、源俊賢の四人であるが、ここは藤原隆家である。

(16) 見在並びに顛倒無実の屋等の数を注せしむべしといへり¹³ ことも、十五日の条の関連記事と見てよいか。「見在」(げんざい)は現存する(屋)のこと。

(17) 定考¹⁴ こうじょう。毎年八月十一日、前年八月から当年の七月までの一年間の太政官の長上官の勤務成績を大臣に上申する儀である。定考の二字は逆さに訓むのが口伝とされ、従つて考定とも書かれたが、これは「上皇」と同音になるのを避けるためかと本居宣長は言っている。儀の次第は成績上申の後、大臣の承認を得、次いで大臣以下、史生以上が宴座に着き、更に参議以上が穩座に着いて酒饌を供し、楽を奏し、菊などの挿頭を冠に挿し、見参の簿を進めるのである。今回は故なく、その音楽・挿頭のこと停止されている。なお今回の定考は八月十一

日の恒例が左右大弁の支障のために今日二十八日に延引となつていた。「考定延引、依¹⁵ 前斎左大弁(藤原行成)服身也、右大弁(藤原説孝)有¹⁶ 勞所」(『御堂関白記』寛弘五年八月十一日の条)。

(18) (藤原)資平大外記(滋野)善言云ふ¹⁷ 『大日本古記録』は、この条に(脱アルカ)と注している。「資平」の後に「云ふ」などが想定される。

(19) 尋ね問ふべし¹⁸ この曆記を読む家の子への実資の指嗾の言葉である。

(20) 又相府の面久しく候する由を示さる¹⁹ 道長の表情には、彰子の傍に続けて祇候する意向が見てとれた、の意。「又」とあるから、実資がここに祇候していた二時(ふたとき)の間に道長は、そういう表情を何度も見せたのであろう。

(21) 参議²⁰ 『大日本古記録』は、この後に、「猶文アリ」(『御産部類記』所引の『不知記』(実は『小右記』逸文)に見える一条)と注している。なお『御堂関白記』には、この日の記事が次のように見える。「子時許従²¹ 宮(彰子)御方²² 女方来云、有²³ 惱御氣者、参入、有²⁴ 御氣色、仍東宮傳(藤原道綱)・大夫(藤原齊信)・権大夫(源俊賢)遣²⁵ 消息云、参来、他人々多参、終日惱暗給」(寛弘五年九月十日の条)。

② 已に御産の氣無し。但し邪氣出来す。『大日本古記録』は、

ここに「猶皇子誕生等二関スル文アリ」（『御産部類記』所引の『不知記』に見える一条）と傍注している。今、『御堂関白

記』又『紫式部日記』の記文を参考に挙げてみる。「午時平安

男子産給、候僧・陰陽師等賜禄、各有差、同時御乳付、切

臍緒、造御湯殿具初、酉時右少弁（藤原）広業読書、孝経、

朝夕同、從内賜御釵、左近中将（源）頼定、賜録、依觸

穢人也」（寛弘五年九月十一日の条）。「午の時に、空晴れ

て朝日さし出でたるここちす。たひらかにおはしますうれしさ

のたぐひもなきに、男にさへおはしましたけるよろこび、いかが

はなのめならむ。昨日しをれ暮らし、今朝のほど、秋霧におほ

はれつる女房など、みな立ちあかれつつやすむ」（寛弘五年九

月十一日の記）。

③ 例幣使レいへいし。「例幣」は、朝廷から毎年のきまりと

して神に捧げる幣帛、特に、毎年九月十一日に伊勢神宮に奉る

幣帛のこと。その例幣のために派遣される勅使。

④ 御湯殿の間レ「御湯殿儀」（おゆどののぎ）である。これは、

皇子誕生の際、産湯をつかわす行事で、湯殿始ともいい、普通

朝夕二回、三日、五日、七日と行われる。女房が御剣、虎の頭

を持って奉仕し、散米（うちまき）を行う。次いで、同条及び

次条にある通りの読書鳴弦の儀が始まる。これは、新生児を入

浴させる間、五位、六位計二十人の官人が、庭中で弓弦を打ち

鳴らして悪鬼退散の呪法を行うと同時に、読書の博士が、『史

記』の五帝本紀や『漢書』の文帝紀等の漢籍の祝意を持つ一節

を読み上げるものである。「御湯殿は、酉の時とか。火ともし

て、宮のしもべ、緑の衣の上に、白き当色（たうじき。儀式の

種類によりきめられた色）着て、御湯まるる。（中略）宮は、

殿いできたてまつりたまひて、御佩刀小少将の君、虎の頭宮の

内侍とりて、御さきにまゐる。（中略）書よむ博士、藏人の弁

広業、高欄のもとに立ちて、史記の一卷を読む。弦打二十人、

五位十人、六位十人、二なみに立ちわたれり。夜さりの御湯殿

とても、さまばかりしきりてまゐる。儀式おなじ。御書の博士

ばかりやかはりけむ。伊勢の守致時の博士とか。例の孝経なる

べし。また、挙周は史記文帝の巻をぞ読むなりし。七日のほど

かはるがはる」（『紫式部日記』寛弘五年九月十一日の記。日

記の割注は『新潮日本古典集成』の頭注を参照。以下同じ。）

「御湯殿読書朝（中原）致時（明経）、夕（大江）挙周」

（『御堂関白記』寛弘五年九月十二日の条）。

⑤ 后宮の御産養レきさいのみやおんうぶやしなひ。「産養」

は、平安時代、出産の後、生まれた子の三日・五日・七日・九

日目の夜に行われる祝いの儀式。新生児の将来の多幸と産婦の無病息災を祈る。親族・縁者から祝意を表して饗宴の品々を贈り、生児に祝いの膳を供え、乳母・侍女たちにも饗膳を出す。

その行事に廻粥(めぐりがゆ)・啜粥(すすりがゆ)の儀が行われることもあった(九月十五日の「五夜御産養」の条を参照)。なお、この日は「后宫の御産養」とあるが、「后宫」は或いは誤写か。この日の御産養の奉仕は、「官司」(みやづかさ。中宮職の役人)である。「廳(中宮)官奉仕御産養」、大夫御前物、沈懸大盤六脚・筒、馬頭並自余器、皆銀」(『御堂関白記』寛弘五年九月十三日の条)。「三日にならせたまふ夜は、官司、大夫(だいぶ。中宮職の長官)よりはじめて、御産養つかうまつる。右衛門の督(中宮大夫藤原齊信。道長の従弟)は御前(おまへ。中宮のお膳部)のこと、沈の懸盤(かけばん。四脚の台に折敷をのせた食膳)・白銀の御皿など、くはしくは見ず(『紫式部日記』寛弘五年九月十三日の記)。

⑳ 今日御産の後第五日なり五夜の御産養で、祝いの奉仕は道長である。「五日の夜は、殿の御産養」(『紫式部日記』寛弘五年九月十五日の記)。後の条にも「今日産養左府所^レ営」とある。

㉑ 凡人の産の間〓〓〓を『大日本古記録』は「凡人産間無糸竹

興」と作る。「凡そ人の産の間」と訓むべきところか。

㉒ 威儀の御膳〓〓〓のおもの。儀式の日に体裁をととのえて数多く供する果物や菓子などをいう。

㉓ 諸卿座を起ち、更めて渡殿の座に着き〓〓上達部、座を立ちて、御橋の上に登りたまふ」(『紫式部日記』寛弘五年九月十五日の記)。諸卿は、東の対に設けられていた祝宴の座から、渡殿の宴席に移るのである。そこでは、後の条にある通り、和歌の会があり、攤が打たれたのである。「殿をはじめたてまつりて、攤(だ。筒に入れた「さいころ」を振って、出た目によつて遊ぶようである)うちたまふ。紙のあらそひ(碁手の紙(こてのかみ。勝負に賭ける紙)を各自がもらい、それを賭け物として賽によつて紙の争奪をすること)いとまसानし。歌どもあり、「女房、さかづき(を受けて歌を詠め)」などあるをり、いかがいふべきなど、くちぐち思ひころろみる。めづらしき光さしそふさかづきはもちながらこそ千代もめぐらめ

「四条の大納言(藤原公任)に(歌を)さし出でむほど、歌をばさるものにて、こわづかひ用意いるべし」など、ささめきあらそふほどに、(後略)」(『紫式部日記』寛弘五年九月十五日の記)。

(30) 今夜は公家の設けしむる所¹¹朝廷の経営になる皇子七夜の御産養である。「七日の夜は、おほやけの御産養」（『紫式部日記』寛弘五年九月十七日の記）。

(31) 別に書注文あり¹²「蔵人の少将へ道雅¹³を御使にて、物のかずかず書きたる文（お祝い品の数々を書いた目録）、柳筥に入れてまゐれり」（『紫式部日記』寛弘五年九月十七日の記）。

(32) 内蔵寮攤の紙を¹⁴攤の紙を出だす¹⁵「攤の紙」（だのかみ）については前条の注記(29)を参照。

(33) 采女字は少高嶋博覧の者なり。¹⁶再三戯言して執らしめ了んぬ¹⁷「少高嶋」は、近江国高嶋郡貢上の采女で、「こまの高嶋」と訓み、正しくは「高嶋采女」、女房名を「こまのおも」と呼ばれたのであろう、と言われたのは益田勝実氏であった（『日本文学史研究』第一号所収「紫式部日記の新展望」昭和二十四年八月）。『紫式部日記』は、この采女醉談を十七日ではなく、十九日の皇子九夜の御産養の夜の事件として、「こまのおも」といふ人の、恥見侍りし夜なり」と書いている。この紫式部の、日を改めての記載についての、萩谷朴氏の見解は次の如くである。「この采女の容貌の美好と、才学の博覧とを目ざして、公卿たちが酔余の座興に盃を勧めて戯れ言に及び、紫式部の同性の目からは、恥をさらしたとまでいえる失態を演

じたであろうのに、土御門第の亭主たる道長が、なだめすかしてまで衣をかずけたのは、「当座の優れた座興として嘉賞する事により、単なる恥のかき捨てとならないように、心遣いをしたまことに世馴れた温い遣り口であった」とする益田氏の見解に従う。しかし、道長のこの配慮にも拘らず、紫式部が、これを宮廷に仕える女性の恥として、日を改めまで一項を書き加えたところに、この作品の、女賢子に対する庭訓的意図を素直に認むべきであろう（『紫式部日記全注釈上巻』）。

(34) 物忌の由を称し¹⁸便宜無かるべし¹⁹春宮権大夫頼通の奉仕する、皇子の「九夜の御産養」には、物忌を口実にして祇候しなかつた。「三夜」の不参の際には「後々夜々可参入」と書いたのだが、毎夜の参入とあつては、道長に対する追従ともとられかねないのを潔しとしなかつたのであろう。

(35) 宇佐宮祢宜²⁰うさみやのねぎ。この「祢宜」は、專業の神職者以外の成人女性で、神事に奉仕した「祢宜内人妻子」であるか。（義江明子氏『古代の家族と女性』岩波講座『日本通史』第六卷所収）

(36) 大神邦利²¹おおがくとし。宇佐宮の大宮司「大神邦利」、また前条の「大神成子」ともに個人としては調査し得ないが、「大神氏」（おおがし）は、大和を中心に全国、特に北部九州

に多い氏族。豊前大神氏、豊後大神氏ともに大和三輪氏の流れと言われている。

(37) 弥勒寺の講師元命法師元命法師（がんみょうほうし）。

九七一〜一〇五一）は、石清水八幡宮寺の祠官。宇佐の弥勒寺講師、石清水権别当等を経て、治安三年（一〇二三）同别当に就任。藤原道長・実資らと親交があった。元命は、長保元年（九九九）に、宇佐宮神宮寺である弥勒寺の講師に補任されたが、以後、同寺の講師は石清水八幡宮祠官より補任されることとなった。

(38) 左中将（藤原）頼親。右少将道雅頼親（よりちか。九七二〜一〇一〇）は藤原道隆の五男。寛弘五年のこの年三十七歳で、敦成親王家家司となる。道雅（みちまさ。九九一〜一〇五四）は藤原伊周の長男。「枕草子」などに描かれた少年期は榮光に満ちていたが、父伊周の花山院亂事件（長徳二年・九九六）による中関白家の凋落に伴い、その光彩は薄れたものとなる。寛弘五年のこの年十八歳で、敦成親王の五夜の産養の勅使に立っている（寛弘五年九月十七日の条を参照）。

(39) 御物忌に籠るに依り南殿に候す此の日の「季の御読経」に、道長の動向の見えぬこと、また、この日の行事が顕光であったことは、『御堂関白記』の次の記事に依って分かる。

「参御前、從昨日依御物忌也、季御読経初也、然未前罷出、右府（藤原顕光）行事、参申時、入夜初事云々（寛弘五年九月二十三日の条）。

(40) 十六日吉日の由を申すといへり召（賀茂）光榮・（安倍）吉平等問行幸日、来月十三・十六・十七日等申吉日由、以左中弁奏此由、十三日可有行幸一定、又召所陰陽師等可令申勸者」（前略）還着後、大弁へ説孝遲着間、史（惟宗）博愛早出進文、待大弁着取文、此度申吉書三枚、可有来十六日行幸召仰、中宮権大夫（俊賢）承之、召（大江）匡衡朝臣、令勘申若宮御名字給」（『御堂関白記』寛弘五年九月二十八日及び十月四日の条）。

(41) 射場初めいははじめ。天皇が弓場殿に出御し、公卿以下殿上人の賭射（のりゆみ）を見る儀式。弓場始とも記される。通常十月五日を式日とするが、十一月、十二月に行われることもあった。

(42) 能射の者の第一権中納言の最初の矢的に中ると云々弓場初如常、権中納言（藤原隆家）能射一人也、中兄矢」（『御堂関白記』寛弘五年十月五日の条）。

(43) 還御の時内裏に還御の時か。

(44) 後日召問せらる有りこの記述からみても、『小右記』は日

並（日次）の記ではなかつたことが分かる。

- (45) 新皇子敦成を以つて慶びを奏せしめて、拜舞すⅡ（前略）而召（源）道方朝臣被仰可為親王宣旨、即仰道方、（中略）次氏公卿・大夫等奏慶賀由、南庭北上東面拜舞」（『御堂関白記』寛弘五年十月十六日の条）。

- (46) 勅別当Ⅱちよくべつとう。別勅（べつちよく。令のきまりなどを超えて特別に施行する勅旨。特別の勅命）を以つて親王家・齊院司に置かれた職員。ともに公卿の兼任で、親王家のは家司の長官で家政を主宰する。

- (47) 御酒須く御座に進みくこれを供すべしⅡ『大日本古記録』は、ここを「御酒須進御座、盛御酒供之」と訓んでいるが、「御座」の下の読点は誤りであろう。

- (48) 次いで左府同花を挙げ、群卿の冠に挿さしむⅡ『大日本古記録』は、ここを「次左府令拳同花、挿群卿冠」と訓んでいるが、「同花」の下の読点も誤りであろう。

- (49) 両大臣子（頼通・教通・実成）の慶びに依り賀の例に同じⅡ「道方朝臣召右大臣（顕光）、候御前、書叙位、（中略）正二位藤原朝臣齊信、従二位源朝臣俊賢・藤原朝臣頼通、従四位上教通、従四位下季随、以道方奏云、実成朝臣上達部亮、彼給一階如何、仰云、書落也、早可入者、右大臣承之、従三位実成書

加」（『御堂関白記』寛弘五年十月十六日の条）。実資は、左大臣道長の三男教通（のりみち。九九六〜一〇七五）と、内大臣公季の男実成（さねなり。九七五〜一〇四四）の叙位の事を省筆している。教通は頼通と共に「家子」であり、実成は当時、「中宮権亮」であった。なお（藤原）季随（すえより。参議安親の男）は道長家家司であった

- (50) 行幸の日大舍人緋の衫を着ざる事を問ふ。当色無くば寮に着かずⅡ『大日本古記録』は、ここを「問行幸日大舍人不着緋衫事之、無当色不着寮之」と作るが、それぞれの文末の「之」は、ともに語調を整える語をみておいた。「当色」（とうじき）は、禁中に公事ある場合、その役を勤める者に賜った装束。「寮」（りょう）は、令制の役所の一種。多くは省に付属した。ここは中務省の大舍人寮か。

- (51) 恪勤の者Ⅱかくごんのもの。「恪勤」は恪勤者（かくごんしゃ）に同じで、平安・鎌倉時代、親王・大臣家などに使われた侍（さむらい）。なお前条の「府生」（ふしょう）は、六衛府及び檢非違使の下級幹部で主典（さかん）の次位。「将曹」（しょうそう）は、近衛府の主典（四等官の最下位）。

- (52) 戊の剋皇子初めて餅を聞し食すと云々Ⅱ「戊二點余供餅」（『御堂関白記』寛弘五年十一月一日の条）。「殿、餅はまる

りたまふ」（『紫式部日記』寛弘五年十一月一日の記）。所謂「戴餅」（いただきもちひ）の儀である。これは平安時代、生まれた子の幸福を願って行った儀式で、五歳まで年の始めの吉日を選び、幼児の頭に餅をいただきかせて、前途の幸福を祈る風習で、平安貴族社会の重要な年中行事であった。

- 53) 卿相酩酊し、召に依り簀子敷に進み候し、衝重を給はる。このところ、『紫式部日記』には「宮の大夫御簾のもとに参りて、上達部御前に召さむと啓したまふ。聞こしめしつとあれば、殿よりはじめてたてまつりて、みな参りたまふ。階の東の間を上にて、東の妻戸の前までゐたまへり」とある。この日出席の公卿十九名は、東の対の西廂から召されて、寝殿の南階段の東側から西を上席にして東の妻戸の前までの「簀子敷」に居並び、そこで饗応を受けたのである。その簀子敷に接する南・東の廂間に女房たちの座があり、紫式部は、其処から目撃した「卿相酩酊」の様、右大臣顕光、右大将実資、左衛門の督公任、また内大臣公季、そして権中納言隆家等の酔態を克明に描いている。
- 54) 其の後和歌有り。これより先右府早く出づ。『御堂閔白記』に依れば、「事了大臣二人引出馬、右府（顕光）・内府（公季）留有和歌事」とあり、顕光の早退は実資の記憶違いであったようである。また、実資はこの「和歌事」を「其の後和歌有

り」とさりげなく書き捨てているが、この時盃を受けて歌を詠むのに彼はかなり困惑したようである。「そのつぎの間の、東の柱もとに、右大将よりて、衣の褙・袖口かぞへたまへるけしき、人よりことなり。酔ひのまぎれをあなづりきこえ、また誰とかはなど思ひはべりて、はかなきことどもいふに、いみじくざれ今めく人よりも、けにいとほづかしげにこそおはすべかめりしか。さかづきの順のくるを、大将はおぢたまへど、例のことなしびの、千歳万代にて過ぎぬ」（『紫式部日記』寛弘五年十一月一日の記）。実資と紫式部の出会いの場面の初見である。

55) 弥勒寺の講師元命愁へ申す条々の事。寛弘五年九月二十日の条を参照。事件の当事者が、大神成子と同様に、その無実の事を訴え出たのである。

56) 故入人の罪に処すべき由。『故入人』は「こにゆうじん」か。「故入」は裁判でことさらに罪を重くしたり、有罪にしたりすることをいう。事件を捏造したものとして、大神邦利をこの罪にあてたのである。

57) 司の事に有るか。『司』を次条の十一月八日の記事に見える「使廳」と同じとすれば、この程度の事件は、公卿僉議にかけらるまでもなく、檢非違使の庁で処理すべき事ではないか、の意となる。

(58) 前の少監(大蔵)種材朝臣の事を定め申す。これについては、寛弘五年五月十六日のこととして、『御堂関白記』に次の記事が見える。「(前略)又定陸奥金並(菅野)重忠後家申為(大蔵)種材被殺重忠事等」。この時の「定め」の結果は不明だが、この十一月八日になって事件は再審議されたのであろうか。後の十一月十四日の条の記事に依れば、この審議で大蔵種材(おくらたねき)の罪は「使廳」に於いても不問に付されたようである。

(59) 新皇子の政所・侍所等始め。敦成親王家に於いての政所及び侍所の仕事始めである。「若宮初政所・藏人所等、上達部・殿上人多参着藏人所、余又着同」(『御堂関白記』寛弘五年十一月十日の条)

(60) 肱禁。こうきん。「肱禁」は「拘禁」(留置場・刑務所などに被疑者・被告人・受刑者などを継続的に拘束すること)。

(61) 道の官人云ふ、「肱禁のことは請禁すべし」と云々。「道」は「明法道」か。拘禁に当っては、その事を朝廷に申請し許可を受けるべきだ、の意。

(62) 件の事再三申達に度る。種材朝臣を拘禁の事について懷平は道長に再三上申した、の意。

(63) 戌二點行啓へ本宮入り給ふ。中宮の内裏への還啓である。

「入らせたまふは十七日なり。戌の時など聞きつれど、やうやう夜ふけぬ」(『紫式部日記』寛弘五年十一月十七日の記)。「大宮院(一条院)」は一条朝に成立した今内裏である。大宮大路の東、一条大路の南一町を占めたこの院は、長保元年(九九九)六月の内裏焼亡以後相次ぐ内裏の焼亡に際して、今内裏として用いられて来た。

(64) 皇后若宮へ敦成親王と同輿す。乗車して相従ふ。乗車して相従ふ。記者の実資であろうが、「皇后若宮へ敦成親王」と同輿すの条は、『御堂関白記』に「参中宮大内給、御輿、若宮金造御車、(中略)奉抱候御車母々(倫子)並御乳母(少輔)」とあり、また『紫式部日記』に「御輿には宮の宣旨乗る。糸毛の御車に、殿の上、少輔の乳母若宮いだきたてまつりて乗る」とあるのと、齟齬している。

(65) 左丞相親王を抱き奉る。親王を輿に、或は御車に乗せる時の情景であろうか。その情景が実資の目に印象的に映った、それを割注のように記したもののか。

(66) 饗禄。きょうろく。「饗」と「禄」と。「三献後給禄」(『御堂関白記』寛弘五年十一月十七日の条)。

(67) 左大臣内弁の事を行ふ。豊明節会である。これは奈良時代以降、新嘗祭・大嘗祭の翌日、宮中で行われた儀式で、天皇が豊

楽殿（のち紫宸殿）に出て新穀を食し、諸臣にも賜る。賜宴の後に、五節の舞があり、賜祿、叙位などの儀があった。「二十日、己卯、土平、新嘗祭。二十三日、庚辰、金定、宴会」

（『御堂関白記』寛弘五年十一月の条）。

(68) 小忌おみ。大嘗祭・新嘗祭などの神事・節会に奉仕する際、嚴重に斎戒することをいう。小斎。大忌（大斎。おおみ）に対する。上記の祭りに当って卜を以つて小忌の人を定め、上者の官人を小忌上卿といった。また、それらの人の装束の上に着するきぬを小忌衣（おみごろも）という。

(69) 小忌の座を下げしむるの間おみ齊信の小忌としての奉仕が終るのである。これで彼は大歌別当の役に移ることになる。

(70) 件の事おみ小忌の役を奉仕し、同時に大歌の役を兼ねるという事。

(71) 五節所おみごせちどころ。五節の舞姫の控室。常寧殿の四隅にあり、中央に舞台が設けられた。五節舞は、予行演習として、十一月の中の丑の日の帳台試、寅の日の御前試、卯の日の童女御覽等々があり、辰の日が豊明節会。宴ののち大歌所の別当が大歌を謡うと五節舞姫が現れ、五度袖を翻して五節の舞を舞う。

(72) 今日臨時祭の試楽おみ賀茂臨時祭に備えての舞楽の試演である。

(73) 藤原兼綱おみふじわらのかねつな（九八八〜一〇五八）。関白

道兼の三男。同母兄に中納言兼隆がいた。長徳元年（九九五）父道兼の薨去後は叔父道綱の養子となる。長和二年（一〇一三）禁色を聴され、翌年三条天皇の藏人頭に補される。

(74) 藤原忠経おみふじわらのただつね（？〜一〇一四）。権大納言道頼の男。長徳元年（九九五）二十五歳で薨去した父の死後は、父の叔父に当たる左大臣道長の庇護下にあつたと思われる。

（寛弘二年六月二十九日の条及び注記(40)を参照）

(75) 臨時祭おみ賀茂臨時祭である。

(76) 初日の後夜の御導師を以つて今夜の初夜の御導師と為すおみ宮中に於ける仏名会（ぶつみやうえ）である。仏名会は一年の罪・穢を祓う大祓にも似た意味を持って、宮中並びに諸国に於いて、毎年十二月に三日三晩にわたって行われた仏事である。その際、三日目の「今夜」の初夜の御導師は、第一日目の後夜の御導師（ここでは「日歡」）を当てるべきであるのに、第二日目（昨夜）の初夜の御導師（ここでは「戒秀」）が当てられている。これは帝の「殊なる仰せ事（指したる勅定）」であつた。

(77) 皆弟子に給ふおみ惟規は、弟子の僧に頒ち給ふべき綿の金部を一人の弟子に与えてしまい、他の僧等が綿を奪取する狼藉の事態を招いてしまった。惟規は紫式部の同母弟。記者の実資は既に式部と言葉を交している（寛弘五年十一月一日の敦成親王五

十日の祝の条)。実資は式部の実弟と知って、藏人惟規の「古実を失するに似たる」失態を記したのか。惟規(のぶのり)？(一〇一二)は、姉紫式部の中宮彰子に出仕の見返りとして、寛弘四年(一〇〇七)正月十三日、三十余歳にして兵部丞に兼ねて六位藏人に補されたが、職務に精励する意欲はあまり無かったようである。「兵部丞(藤原)広政・(藤原)惟規等也。(中略)仍件兩人頗年長、藏人宜者也、仍所被補耳、任後人不知賢愚」(『御堂関白記』寛弘四年正月十三日の条)。

(78) 奏賀侍従||そうがのじじゅう。天皇の即位や元日朝賀の儀に於いて任ぜられる所役(令に定められた以外の臨時の侍従職)で、参議や親王の中から侍従に擬して任ずるところから「擬侍従」(ぎじじゅう)の名がある。毎年十二月荷前使選定と同時に定められた。

(79) 荷前使||のさきのつかひ。「荷前」は本来は初穂の意。諸國が貢進する調の年初のものを荷前といった。転じて、毎年十二月に行われる朝廷の奉幣型の山陵祭祀をさす。この奉幣の使者が荷前使である。

(80) 二位親信||平親信(たいらのちかのぶ。九四六〜一〇一七)。
桓武平氏。摂政太政大臣藤原伊尹家司。長保四年(一〇〇二)従三位、翌年正三位。寛弘四年(一〇〇七)造宮賞により

従二位。七年大宰大弐。長和四年(一〇一五)参議。懐平・行成と親交があった。

(81) 大神の祭日に荷前使を定めらるるの例、応和元年に在り||この日冒頭の記事の「今日大神の祭日||前例有るか。尋ぬべし」の答である。「応和元年(九六一年)」は村上朝の十六年目。

「大神」は大和国城上郡、現在の奈良県桜井市三輪に鎮座する大神神社(おおみわじんじゃ)で三輪山を神体山とする神社。

(82) 以上籠物の人||『御堂関白記』に「籠物可然上達部十人、各十棒」とある。この時「非参議」の「二位藤原頼通」は除外して記したのか。

(83) 左府左衛門督公任に示し献盃しせむ。満座頗る傾奇し有り||「供御膳後数献、後上達部倭歌奉仕、左衛門督(公任)進盃、左大弁(行成)取筆、而帥(伊周)取筆書題、人々相奇」(『御堂関白記』寛弘五年十二月二十日の条)。「序題」は序代(じよだい)で、多く漢詩、和歌などの序の文をいう。

(84) 親王向後の間||「向後」(こうご。きょうご)は、「嚮後」(きょうこう)で、今より後、今後、将来の意。この条文意不明。或は、「親王後を向くの間」と訓むべきか。

(85) 亥の時ばかり内より退出し||内より退出し、山階の山陵に向う、その時に、の意。

(86) 朝兼の原免未だ其の故を知らず寛弘五年七月二十六日の条と注記(5)及び八月八日の条を参照。その罪過よりみて朝兼の原免は理解し難い、の意。

(87) 気色を見せしめ恩免有るか病を申請する兩人の様子を検分させた上での恩赦の沙汰があったものか、の意。

後記

本稿は、古日記輪読会の成果の第三編の終りに当たるもので、小右記の寛弘二年(一〇〇五)九月から十二月までと、寛弘五年(一〇〇八)七月から十二月まで(『大日本古記録』のテキストでは、寛弘三・四年(一〇〇六・一〇〇七)の二年間の記事は、これを欠いている)、それは記者小野宮右大臣藤原実資の四十九歳の晩秋から五十二歳の歳暮にかけての十カ月間に相当する、その間の日記の訓読である。

『小右記訓読稿』(長徳元(九九五)・二年(九九六)の二年間の訓読)、『小右記訓読稿続編』(長徳三(九九七)・五年(九九九)の二年間の訓読)に続く第三編は、寛弘元年(一〇〇四)の七月と寛弘二年(一〇〇五)の正月から三月までの四カ月間を『紀要・第二十八号』に、更に寛弘二年四月から八月までの五カ月間を『紀要・第二十九号』に夫々発表した。

本稿は、その続稿である。従って訓読の注記番号は、寛弘二年八月に継続するものとした。なお、寛弘五年の訓読に当っては『御堂関白記』また『紫式部日記』をも適宜参照することとした。前稿同様、大方の御批正をお願いする次第である。

(一九九八・七・三十)